No.1 〇豊明市議会定例会12月定例月議会会議録(第2号)

平成24年12月4日

1. 出席議員

1番	JII	上	裕		議員	2番	毛	受	明	宏	議員	
3番	近	藤	郁	子	議員	4番	近	藤	善	人	議員	
5番	近	藤	惠	子	議員	6番	藤	江	真理子		議員	
7番	近	藤	千	鶴	議員	8番	_	色	美智	冒子	議員	
9番	Ξ	浦	桂	司	議員	10番	杉	浦	光	男	議員	
11番	早	JII	直	彦	議員	12番	Щ	盛	左=	千江	議員	
13番	ग	野	龍	司	議員	14番	平	野	敬	祐	議員	
15番	村	Щ	金	敏	議員	16番	安	井	明		議員	
17番	伊	藤	清		議員	18番	堀	田	勝	司	議員	
19番	月	岡	修	_	議員	20番	前	山	美原	惠子	議員	

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成	田	宏	君	議事課長補佐 兼庶務担当係長	石	川晃二君
議事担当係長	馬	場	秀樹	君	専門員	出	口 実紀枝 君
専門員	濵	島	早代江	君			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

•	. 此例のため山市した省の城、八石												
	市	長	石	JII	英	明	君	副市長	/]\	浮	正	典	君
	教 育	長	市	野	光	信	君	参事兼	神	谷	巳代	志	君
								市民生活部長兼					
								健康福祉部長					
	行政経	営部長	伏	屋	_	幸	君	経済建設部長	横	山	孝	Ξ	君
	消防長	:	成	田	泰	彦	君	教育部長	津	田	浡	5	君
	秘書政	策課長	鈴	木	美智	習雄	君	財政課長	吉	井	徹	也	君
	総務防	災課長	相	羽	喜	次	君	高齢者福祉課長	原	田	_	也	君
	医療健	康課長	加	藤	賢	司	君	都市計画課長	野	村	芳	明	君

環境課長 土屋正典君 会計管理者 深谷義己 君 兼出納室長

監査委員事務局長 前 田 鑛 君

- 5. 議事日程
 - (1) 一般質問

川上裕議員早川直彦議員一色美智子議員平野龍司議員

前山美恵子 議員

6. 本日の会議に付した案件 議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 〇議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を 進めます。

日程1、一般質問に入ります。

一般質問の順序は、あらかじめ議会運営委員会で協議をされておりますので、その順序 で行います。

また、発言時間については、それぞれ申し合わせに従って進めさせていただきます。

なお、質問は一問一答方式及び一括質問一括答弁方式による質問が併用をされますので、当局の職員においても、質問内容に沿って的確に簡潔に答弁されるよう、あらかじめお願いをいたしておきます。

最初に1番 川上 裕議員、登壇にて質問願います。

No.3 〇1番(川上 裕議員)

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして登壇での一般質問を始めさせていただきます。

私は、1番という番号に余り人生で縁がなかったんですけど、もちろん議場では1番です

けれども、今議会では1番という大事なスタートを務めさせていただきます。

本日は、ご存じのように衆議院選挙の公示です。大事な選挙ですので、よく考えていき たいと思っております。

さて、今回の2件の質問のキーワードは、自立です。

皆様、今年生まれた言葉なんですけれども、「健康寿命」という言葉はご存じだと思います。

健康寿命とは、健康で自立して生きている期間で、平均寿命から要介護期間を除いた期間と定義されています。

ちなみに、女性の平均寿命は86歳、健康寿命は73歳、その差13歳。

男性の平均寿命は79歳、健康寿命は70歳、その差9歳。

女性、男性の差はともかく、女性は 13 年、男性は9年、人のお世話になっているということになります。

ところで、豊明市の高齢化率は、平成20年で18%、24年で20.7%です。

そこで、30年後には恐らく25%以上にはなるでしょう。

国のレベルでも同様の数字が予想されています。

私は今年、古希を迎えました。来年1人で生きていけない健康寿命を迎えることになります。この議場の中にお二人おみえになりますけれども、また、違う指標で、豊明市では今年の1月現在、10歳未満、1桁台の人口は約6,200人、30歳代の人口は1万200人です。このままいきますと、30年後は恐ろしい逆ピラミッドとなる高齢者社会です。

比較的元気な高齢者の皆様と時々お話をすることがあるんですが、元気で好きなことを している方、体が少し弱くて余り動けない方、働きたいが仕事が見つからない方等、さまざ まです。

このような状況の中で、高齢者はどう生きていくのか、まずは先ほどの健康寿命を高めていくこと、自立心を強く持つことであります。

もちろん、共助、公助も大切なんですが、まずは自助、自立だと思います。それはまさに 健康であり、生きがいのある生活であることと考えます。

そこで、そのためにはということで、行政の役割についてお伺いいたします。

近い将来の高齢化社会への対応について。

第4次後期総合計画から高齢者に関する施策についてお聞きいたします。

- ①誰でも自由に公平に使用できるユニバーサルデザインのまちづくり、また、地域福祉の中で高齢者用住宅の普及、公共施設のバリアフリーを推進するとしていますが、その実態はどうでしょうか。
- ②農業での課題の中で、高齢者化や生活様式及び価値観の多様化から、農業の「農」のある暮らしを切望する市民が増加して、市民菜園のニーズが高まっております。

周辺の動きを見ながら、市民菜園の整備と維持管理を進めているとしていますが、その

実情はいかがでしょうか。

③勤労者の課題で、中高年齢者の就労先が少ないことから、受け入れ企業に雇用を促進することが望まれます。

優良企業を誘致し、雇用の拡大を図ることが期待されています。

このことについて施策の実施状況はどうなっていますでしょうか。

④社会参加、生きがいづくりの推進では、就労機会の拡大の施策でシルバー人材センターの支援の現状と今後は。

また、各地域でいきがいサロンが始まっています。その後の活動状況は。

また、空き家利用の動きがあれば、教えてください。

- ⑤ 高齢者を含めた生涯学習の現状はいかがですか。
- ⑥生涯スポーツの充実の中で高齢者向け教室の充実の現状についてお聞きします。
- ⑦高齢者の自立支援、生きがいづくりの推進として同居世帯住宅、特に三世代の支援、 高齢者による起こす企業の起業支援をしていくような施策についてお考えはありますか。

次に、高齢者の問題と同様にというか、それ以上に重要な将来を担う学校教育についてお聞きします。

1、第4次後期総合計画において、将来の姿として、安全な教育環境が整い、個性豊かな児童生徒が伸び伸びと学校生活を送っていくとしています。

また、市長マニフェストで「子どもの教育日本一」、「市費で教員、支援員増」と掲げています。

そこで、そのことに対して、①豊明市のその現状をどう認識してみえるのか、お聞きします。

また、その施策として、教育の質の向上で教職員の質の充実を図り、道徳教育、人権教育、豊かな心を育む指導に努めます。

また、開かれた学校運営の推進を図り、地域住民の理解と参画を得るように努めますとあります。

そこで②、これらの施策にて個性豊かな児童生徒が伸び伸びとした学校生活が送れるようになるのでしょうか、お聞きします。

2、新教育長にお尋ねします。

子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、地域、家庭、学校の関係、いじめ問題も 含めて、現在の豊明市の教育観についてお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

No.4 O議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.5 〇経済建設部長(横山孝三君)

それでは、経済建設部より1項目目の近い将来の高齢化社会への対応についてのうち、4点につきましてご答弁を申し上げます。

まず、1点目のユニバーサルデザインのまちづくり、また、地域福祉の中で高齢者用住宅の普及、公共施設のバリアフリーを推進することとしていますが、その実情は、のうち、高齢者用住宅の普及についてでございますが、豊明市総合計画の中で「ユニバーサルデザインのまちづくり」を目標に掲げておりまして、その施策の1つとして、高齢者・障がい者住宅の普及を促すこととしております。

現在のところ、当市では個人住宅に関しまして、大きな施策の実施はありませんが、平成6年に、愛知県では「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」が施行されておりまして、不特定多数の人々が出入りする建築物の新築改修などに、高齢者、障がい者などが利用しやすい配慮をするため、さまざまな基準が設けられておりまして、建築確認申請等申請時、完了検査時に愛知県が指導しておりまして、適切な建物に対しては適合証を交付し、普及に努めております。

また、当市高齢者福祉課におきましては、介護保険の受給者につきましては、高齢者等の住宅改修費に補助金を交付するなどとしております。

今後とも、高齢者や障がいのある方が安心して生活ができますよう、関係機関にも働き かけていきたいと考えております。

次に、2点目の市民菜園の整備と維持管理を進めているが、その実情は、についてでございます。

市民菜園は、豊明市が管理するものとして、新栄三丁目 59 区画、南山 30 区画、恵畑 14 区画、城塚 16 区画、寺内 14 区画の5地区の合計 133 区画を有しております。

1区画の大きさは約25平方メートルが中心で、寺内の3区画を除いて、全て埋まっております。

産業振興課では、高齢化社会の対応策と遊休農地の解消策として、年度内には市管理の市民菜園にとどまらず、NPO法人及びあいち尾東農業協同組合、並びに個人が開設しておられます市民農園の情報を集約して、市のホームページで紹介するよう現在進めているところでございます。

次に、3点目の勤労者の課題では、中高年齢者が少ないことから受け入れ企業に雇用を促進する。

それから、優良企業を誘致し、雇用の拡大を図ることが期待されている。

このことについて施策の実態状況はどうですかということでございます。

企業立地の促進策として、都市計画法第34条第12号区域の指定を行った区域につきまして、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定に基づきまして、集積業種と指定した業種企業の支援に努めておるところでござい

ます。

次に、⑦の自立支援、生きがいづくりの推進して、同居世帯住宅の支援、高齢者による起業支援をしていくような施策については、どうかということでございます。

そのうち、起業支援についてお答え申し上げます。

融資に関する支援制度は、本市にはありませんが、愛知県の融資制度において、経済 環境適応資金で創業等支援資金がございます。

また、日本政策金融公庫におきまして、新創業融資制度及び女性、若者、シニア起業家支援金の融資制度がございますので、ご案内することとしております。

また、起業立ち上げまでのアドバイスを、商工会におきまして相談業務を行っておりますので、ご活用いただきたいと思います。

以上で終わります。

No.6 〇議長(安井 明議員)

神谷参事。

No.7 〇参事(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より近い将来の高齢化社会への対応についてのうち、就労機会の拡大の施策でシルバー人材センターの支援の現状と今後についてお答えをいたします。

豊明市シルバー人材センターは、高齢者の雇用の確保と会員の生きがいづくりを目的に、昭和62年10月に発足をし、会員数の増加と就業機会の拡大に努めており、平成23年度末では会員数は397人で、前年度と比較し10.9%の増加、また、事業収入では約1億5,500万円で、前年度比3.2%と増となっております。

しかしながら、長引く景気の低迷によりまして、民間事業者からの受注が減少していることに加えまして、公共事業も伸び悩んでいることから、厳しい運営となっておりますが、その中で新たなサービスといたしまして、ワンコインサービスや農業事業班の立ち上げなど、自主事業に取り組んでいるところでございます。

また、今年度から公益社団法人となり、公益性に加え、社会的信用性も高まったことから、新たな受注が見込まれるところであり、市といたしましても、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

その1つに、今年度から始めました「介護ボランティアポイント制度」の運営管理を、シルバー人材センターに委託をいたしております。

なお、正規職員4名、嘱託職員1名の給料に対する助成につきましては、引き続き継続 をいたしております。

続きまして、いきがいサロンと空き家利用につきまして、お答えをいたします。

高齢者の生きがいづくりやひきこもり予防のために、市内各所の老人憩いの家や公民館等を利用して、サロン事業を実施をいたしております。

このサロン事業は、月に1日から2日の割合で地域の民生委員や町内会役員、ボランティアのご協力により運営がされておりまして、地域で高齢者を見守り、助け合う、まさに共助の考え方に基づいた事業だと考えております。

議員のご質問のように、高齢者が誰でも、いつでも気軽に集まって、お茶を飲みながら 会話を交わし、1日楽しむことができるサロン事業を、地域の空き家を利用して実施ができ れば、今後の高齢者対策としましては、非常に有効であると考えます。

しかしながら、事業化に向けましては、空き家の実態把握や家主との契約や経費負担、また地域のニーズ、また運営管理等々、さまざまな課題も多くございますので、まずは先進的な事例を参考に調査研究をしてまいりたいと考えております。

なお、サロン事業は、今年度4地区で新たに事業開始をいたしましたが、しばらくは現在 のスタイルを継続、拡大をしてまいりたいと考えております。

続きまして、7項目目の自立支援、生きがいづくりの推進としての同居世帯住宅の支援についてのご質問でございますが、同居世帯住宅は、高齢者が生きがいを持って生活をしていける1つの手法でございますので、他市町の事例等を参考にしつつ、住宅関連部局とも調整を図りながら研究をしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.8 〇議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.9 〇教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部所管から順次お答えしてまいります。

まず初めに、近い将来の高齢化社会の対応について、⑤番の高齢者を含めた生涯学習の現状についてお答えいたします。

現在、生涯学習課が行っております講座には、専門的な内容の大学市民講座と、主に 実用的な内容である公民館講座があります。

それぞれ高齢者の参加する割合は、講座の内容によって増減いたします。

平成 23 年度の状況で見ますと、公民館講座で高齢者の参加が比較的多いパソコン講座で、60 歳以上の受講生の割合が約7割、7割でありました。

また、大学市民講座では、歴史、世界遺産など6講座がそれぞれ3回から4回開催されましたが、全受講生250名のうち、60歳以上の方が約8割を占めております。

高齢者の関心が高く参加が多い講座には、歴史、紀行、健康、社会問題などをテーマに したものがありますが、今後もこれらの分野を取り入れながら、高齢者の学習意欲を引き 出すような講座を増やしていきたい、そのように考えております。 次に、⑥の生涯スポーツの充実の中で高齢者に向けた教室の充実の現状についてでございます。

現在、福祉体育館では、スポーツ教室を前期、後期と年2回に分けて開催しております。 1回のスポーツ教室には、10の教室がございますが、この中で、高齢者を対象とした教室には、ラージボール卓球やみんなで軽スポーツ、ヨガの教室の3つの教室が開催されております。

このほかに、レクリエーション協会への委託事業として、ターゲットバードゴルフ、グラウンド・ゴルフ、ショートテニス、インディアカの4種目の教室を年1回開催しております。

各教室とも定員を上回る募集がありますので、これからも市民の皆様が求める教室の充 実を図ってまいります。

次に、学校教育についてお答えいたします。

学校教育について、第4次後期の総合計画に記載されております内容についてのご質問でございます。

個性豊かな生徒が伸び伸びと学校生活を送っていることについて、本市の現状の認識 についてお答えいたします。

各学校では、日々の教育活動の成果を図る指標として、児童生徒、保護者を対象にした 学校評価アンケートに取り組んでおります。

アンケートの項目は、各学校の教育目標に照らして、さまざまでありますが、教育方針や 日々の学習、生活指導の項目において、おおむね80%が肯定的に受けとめていただいて おります。

また一方で、教育環境の整備については、時代の要請と社会変化の動向を注視しながら、臨機応変に対応していかなければならない課題もございます。

これらのことから、これまでの教育委員会の方針と実際の活動は、一定の成果を上げているというふうに認識しております。

今後も、これまでどおり、よさを継承しつつ、より一層児童生徒が伸び伸びと活動し、自己実現ができる学校運営に向けた支援を図ってまいりたいと考えております。

そして、2点目のご質問でございます。

個性豊かな児童生徒が伸び伸びとした学校生活を送れるために最も大切なことは、お 互いを尊重し、お互いの違いを認め合いながら、集団の一員として自分の持つ力を発揮 し、充実感を味わせることだと考えております。

そのためには、指導する教師が不易である道徳的価値観や高い人権意識を持つことは、大切なことと考えております。

また、その道徳的価値観や人権感覚がひとりよがりなものにならないためにも、地域住 民や保護者との意見交換会や参画が必要だと考えております。

学校と家庭と地域とが一体となって、将来の豊明市を担う大人となれるよう、児童生徒の健やかな成長を支えていきたい、そのように考えております。

以上です。

No.10 O議長(安井 明議員)

市野教育長。

No.11 〇教育長(市野光信君)

子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、地域、家庭、学校の関係、いじめ問題も 含めて、現在の豊明市の教育観についてのお尋ねにお答えいたします。

私、8月に教育委員、10月に教育長に選任されて以来、教育委員会主催の学校訪問、 それから運動会、体育大会、それから小中学生のデザイン展、作品展ですか、それから 小学生の陸上大会、そういったような行事を参観してまいりました。

それらを参観しまして、子どもたちの持っている力、それから上へ上へと伸びようとしている力、これはいつの時代でも変わらないもので、大切にしたいなというふうに強く思いました。

その一方で、議員のご指摘のように、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しております。

特に、いじめなどといった問題を見ますと、子どもの間でのコミュニケーションの足りなさや、人間関係づくりがちょっと未熟だったりとか、あと自分さえよければいいというような考えや風潮が、その根っこにあるのではないかなと感じております。

もちろん、このことは、子どもたちがみずから進んで身につけようしてきたものではありません。昔からよく言いますように「子は親を映す鏡」だと言います。

私たち大人がこういったことをよく考え、見直さなければならないなということもあるのではないかなと思っております。

で、私としましては、学校の役割を見詰め直し、信頼されるにふさわしい教育活動を行う こと、そして地域は地域、家庭は家庭の役割をいま一度見詰め直して、改めて見ることが あれば、大事じゃないかなというふうに考えております。

例えば、学校の部分でございますけれども、学校は何ができるかといいますと、これまでも学校の情報といったものを、学校、学級、行事、そういったものを文書や一部ホームページ、それから学校評価も一部ホームページで発信しております。

他に、教師の個の部分になりますけども、教員が保護者との間で連絡ノートを工夫して活用したという研究があります。

これは2年にわたってなされたものなんですけども、その結果、連絡ノートを活用して、工夫して活用してやった結果、親からは学校の様子がよくわかるようになった、それから子どもと一緒に持ち物をそろえるようになった、何よりも親子の間での学校に関することで会話が増えたという反響があったそうです。

そこで、教員も親との間の信頼の高まりを感じたという結果でありました。

連絡ノートを活用しています教師は多いと思うんですけども、このように工夫して活用する。何よりも教員一人ひとりが家庭との連絡を密にして取り組む、こういったことを指導してまいりたいというふうに考えております。

一方、地域のことでございますが、地域には文化祭とかスポーツ大会とか、いろいろな 行事がございます。

先日お聞きした話なんですけども、ある区のスポーツ大会で説明会がありまして、これに 100 人を超える生徒が参加したと。その結果、約 20 名の子ども、まあこれは中学生なんですが、中学生がその実行委員として名乗りを上げ、日曜日に行われる委員会に参加して、 いろいろスポーツ大会の競技のアイデアを出したというふうにお聞きしました。

それを見た地域の方は、感心したり、目を細めたりしたというふうに、直接その方からお 聞きしました。

こういったように、地域の活動を通して世代を超えた人間関係のつながりを持っていくことによって、いじめだとか非行の防止だとか、そういったことにつながるんではないかなと思います。

教育委員会としても、そういったような活動に連携協力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

No.12 O議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

川上 裕議員。

No.13 〇1番(川上 裕議員)

それでは、順を追ってさしていただきます。

①の公共施設では、図書館とか市役所等がありますが、例えば市役所でのユニバーサルデザイン、バリアフリーというようなことでの進捗状況はいかがでしょうか、お尋ねします。

No.14 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.15 〇参事(神谷巳代志君)

市役所本庁舎は昭和47年に建設がされておりまして、その時代におきましては、現在のようなバリアフリーとかユニバーサルデザインといった、そういった視点が重視される建物

ではございませんでした。

しかしながら、時代の変化に合わせまして、修繕時や、また東館を建設した際など、大規模な改修時には出入口の段差解消とかエレベーターの設置、また庁舎案内の統一デザインなどを取り入れて整備をいたしております。

また、来年度以降に予定をいたしております本庁舎の耐震改修工事に合わせまして、今後の高齢社会を念頭に、訪れる市民の皆様が利用しやすい、そういった市役所整備をしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.16 〇議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.17 〇1番(川上 裕議員)

それでは、次に2番の市民菜園ではということで、先ほどいろいろ5地区とか、いろいろお聞きしました。

その需要と供給のバランスはどんなようにお考えでしょうか。

No.18 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.19 〇経済建設部長(横山孝三君)

確かに、需要のほうが多うございまして、供給が至らないのではないかということで、市 役所のほう、それから農協さんにもお願いして貸し付けする、あるいはまた、特定農地貸 付法によりまして、新たな個人の農家様が貸し付けするようなことを働きかけております。

現在、市民菜園の募集、応募につきましては、本年度は4カ所 16 区画に対して、33 名の応募がございました。

新栄町三丁目6区画では22名の方、それから、南山では3区画のところを7名の方、阿野町寺内6区画では1名の方、沓掛町城塚では1区画のところを3名の方が応募されております。

いわゆる抽選しておりますが、この抽選漏れの方には、応募割れ地区へのあっせん及びNPO法人、またJA、農協等を紹介しておるところでございます。

以上でございます。

No.20 〇議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.21 〇1番(川上 裕議員)

3番の勤労者の課題でということですが、先ほどお聞きした答弁でいきたいと思っております。

それから、④のいきがいサロンについてですが、これは先ほどお答えいただいたんですが、私の周りでも好きなときに気楽に寄っていきたいと、決まったときじゃなくてという声が 非常に強いわけです。

先ほど、お答えがありましたように、空き家の利用の方法も検討していかれるということですので、ぜひ、そういうような形で気楽に皆さんが集まれる場をつくっていただくような支援を、やはり研究、検討していただければというふうに思っております。

⑤の生涯学習のほうですが、公民館講座等でいろいろ盛んにやってみえるということです。

今後の方向についてもお考えがあれば、お願いします。

No.22 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.23 〇教育部長(津田 潔君)

それでは、今後の方針等を具体的にどのようになっているのか、ご説明いたします。 まず、教えることも学ぶことの1つ、そのように考えております。

市民の方々に講師を体験していただく機会をこれから増やしていきたい、そのように考えております。

平成 23 年度より生涯学習課で行っております市民講師公募型講座では、知識と経験を活かして教えてみたいという市民の皆さんが、これまで 25 名の方が応募されております。 そのうち、60 歳以上の方が8名、率にして約3割であります。

この8名の方の講座をご紹介いたしますと、やさしい将棋教室とか、初歩の草花園芸、いつまでも健康で長生きしよう、このような講座のテーマでございます。

今後は、市民講座に重点を置きます「とよあけ大学」を展開し、講師の枠を広げていくことを考えておりますので、経験豊かで比較的時間のある高齢者の方々に活躍していただく機会が増えるものと考えております。

また、聞くだけではなく、ゼミやサロン形式の講座など、受講者も気軽に意見や知識を発表し学び合うなど、魅力ある講座を提供していきたい、そのように考えております。

No.24 O議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.25 〇1番(川上 裕議員)

ありがとうございます。

それでは、次に行きます。

⑦で自立支援、生きがいづくりということで、まず住宅に関することですが、松本市の健康寿命の促進で、二世代同居世帯促進の事業があります。

ほかに三世帯同居政策を実施している自治体として、岡山県の笠岡市、最高 10 万円支給、同居または市内1キロ以内の在住という条件があります。

石川県の七尾市では、最高 100 万円、三世帯同居でさらに 50 万円プラス。

ほかに三島市等、いろいろたくさんあります。

また、月額助成という自治体もあります。

このことは、どういうことかといいますとですね、本来そもそも、ゼロ歳児育児というのは、余り保育園にはなじまないのではないかなというような気がしておりますが、身内の高齢者が子どもを見るということができれば、本人の生きがいもできますし、家族のつながりも強くなるのではないでしょうか。

また、児童クラブ、延長保育の費用等も少なくなっていくというメリットの面も出てきます。また、若者世帯の流出の歯どめにもつながっていくものと思います。

そんなに一気にいくものではございませんけれども、そのような流れが出てくるような気がいたします。

一方、起業支援では、起こす起業ですね、改正高年齢者雇用安定法も制定され、定年 延長も大手企業で進んでいます。

例えば、サントリーでは 65 歳、ダイキンでは希望者の定年で 70 歳という動きがあります。

また、トヨタでは 60 歳以上の人だけでラインを組み、通常の 10 分の1の速さでつくるというようなことも、来年1月か2月から進めるというようなこともあります。

そういった多々、民間ではいろいろ動いています。

市内の企業のトップの話をこの前、お聞きすることもできました。

若者の雇用という面からも、高齢者の雇用には苦慮しているとのことでした。確かに、高齢者より若者です。

高齢者雇用の相談所等、各種の紹介はあるものの、なかなか実施に結びつかない。その中で気の合った人同士で、先ほども出ましたけども、農業従事とか、子どもの面倒を見る子ども教育、あるいは介護等のサービス業が、高齢者としての大きな選択肢の1つと考えられます。

高齢者の自立と働きの場があることで、多少の収入も得て、生きがいの持てる効果もあるのではないかと思います。

そこで、このように自立して働く意欲、あるいは社会に貢献したいというようなことへの支援等を検討していくお考えはありませんか、お聞きします。

No.26 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.27 〇経済建設部長(横山孝三君)

確かに、議員が申されるように、高齢者の方が自立するというのですか、もともと自立しておられるんですけども、なお一層、定年後ですね、起業していくということは、非常に大切なことだと思います。

そうやって自分のライフステージを飾っていくということは、非常に意義があることだと思います。

高齢者が住み慣れた地域、住宅で安心して住み続けられる環境の整備が、また必要だ ということでございます。

そして、高齢者の健康状態やライフステージの変化に対応して、家族や住宅サービスのサポートを受けやすくする工夫も必要であろうかと思います。

先ほど、起業についてのことをご答弁さしていただいたんですけども、まず支援として、 国の法の支援として3つご紹介さしていただきます。

まず1つ目が、経済環境適応資金で創業等支援資金、これは事業を営んでいない個人が、1カ月以内に個人で、または2カ月以内に会社を設立して、新事業を開始するときに受けられるというシステムでございます。

それから、新創業融資制度対象者といいますのは、これから創業される方。

それから、若者、女性、シニアの起業家支援金の対象者は、女性、若者が30歳未満、 高齢者は55歳以上、これらの方が新規開業して、おおむね5年以内の方につきまして、こ の資金が受けられるというシステムでございます。

豊明市でこういったことは現在やっておりませんが、今後ともそういったことを、よく研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

No.28 〇議長(安井 明議員)

川上裕議員。

No.29 〇1番(川上 裕議員)

すぐには難しいとは思います。

研究ですので、ちゃんと研究していただくようにお願いしたいと思います。

参考までに、アメリカに視察に行った方から聞いたんですけども、10年以上も前から、アリゾナやテキサス等では60歳以上だけの市があると。2万人とか5万人という市なんですけども、そういった市もあるということです。

ここでも当然、高齢者のまちであるので、だんだん高齢化が進んでいるということの問題はあるそうですが、これは参考までにお聞きしておいてください。

次に、そこで副市長にお尋ねしたいと思います。

今回は、高齢者福祉、医療の大きなテーマを除いてお聞きしております。

それでも、このように多くの課題があり、各部署間にかかわっていると、行政の関与の仕方がこれから重要になるのではないかと思います。

9月議会では、私は若い職員の人で「まちづくり課」を提案しました。また、今 12月議会で 行政機構の新機構案が提出されています。

時には、比較的高齢な方で、といってもお隣に見えるような方で、「高齢化対策室」のような部門を設けていただいて、プロジェクトというんですか、関連の部門で進めていただくのもいいと思います。いろんな多岐にわたった高齢者の課題だろうと思います。

そんなようなことで進めていただきたいと思うんですが、答弁でなくても感想でも結構ですが、ぜひ気の合いそうな副市長、お願いします。

No.30 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.31 〇副市長(小浮正典君)

今回、来年度に向けて考えている機構改革は、あくまで来年度に向けてでございまして、機構改革は毎年ですね、いろんなニーズが出てまいりますので、それに合わせて変えていく必要があるというふうに考えております。

議員がおっしゃるとおりですね、高齢者の方々にもっと活躍していただくということを考えていく必要がある。これはもう高齢者福祉課あるいは市民協働課を中心に、いつも念頭に置いて仕事をしているところでございます。

今回の機構改革では、どちらかというと、地域の高齢者の見守りというほうを重点的にやっていくというふうな形で、機構改革を考えておりますけども、議員がおっしゃられたことについては、我々も十分検討して、今後の機構改革に役立てていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.32 〇議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.33 〇1番(川上 裕議員)

期待しておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、学校教育のほうに入っていきたいと思います。

先ほど、答弁の中で子どもたちがお互いを尊敬し、道徳的価値観でひとりよがりでないというような教育をしていきたいということをおっしゃられました。その点については、私も全く同じだと思います。

1番、2番と質問がありましたけれども、1番と2番、まあ合わせて関連してお聞きしていきます。

教育長にお答えいただくことが多いかと思いますが、2点ほどお聞きしていきます。

少し前置きが長いんですけれども、私がここ数年、強く感じていることなんですが、親の サイドからすると、①先生方もそうなんですが、親がみんなと同じを強く求めているというこ とです。

みんなと変わっているという子どもは望まないと。違うことをすると、いじめに遭うとか、自 分の子どもはおかしいという感覚です。結構多くみえるんです。

また、お母さんから聞いた話です。②子どものしつけを学校でやってほしい。これは驚愕でした、この言葉は。

このことは自分ではできないので、一種の親のしつけ、教育放棄ですか、というふうに言ってしまえばおしまいなんですけれども、親もそういうふうに育ってきたというようなことかもしれません。

片や、しつけも学業も自分でやるという親の声も聞きます。

このことは、親の学歴が高くなっているということも、もちろんありますけれども、このことはとりもなおさず、現在の学校不信と社会生活というか社会規範の無視にも当たりますね。

これは一部の例なんですけれども、最近の全体の傾向であると言われています。

このことは現場の先生方にもよく聞くそうですね、先生方にも。

もちろん一方、こういう話ばかりではありません。生涯学習の一環で、親の家庭教育学級を授業として進めてみえます。私、先回、「思春期を迎える前に」というテーマで、その家庭教育学級を一度見学さしていただきました。

ここに出席されている方は、皆さん、親御さんは大変真剣に取り組んでみえます。こういうお母さん方のほうが普通なのかもしれませんけれども、こういう方がおみえになるわけで

す。

ですので、これはぜひ続けていただきたいというふうに思います。

というようなことで、いろんな意見がありますが、このような声を聞いてどう感じられますか、教育長お願いします。

No.34 O議長(安井 明議員)

市野教育長。

No.35 〇教育長(市野光信君)

みんなと違う子を望まない人が多いということ、それから子どものしつけを学校でやってほしいというようなお話がありました。

まず、しつけに関してなんですけども、家庭で一義的に行うというのが、これはしつけだと 思っております。家庭は家庭、これは家庭でできるしつけは家庭でしていただきたい。

それから、もちろん学校はどうかといいますと、学校は学校ならではのしつけといいますか、これはルールとかマナーといったほうがいいと思うんですけども、そういったことを学び、そして教える場ではないかなと思います。

例えば、集団生活の中ですから、謙虚さですとか協調性、それからひとりよがりになったりしないとか、粘り強さだとか、自我を抑えるといったほうがいいんでしょうか、そういったことを学ばせるという場だというふうに思っております。

あと、みんなと違うという、最初の話に戻るんですけども、これはやっぱり一つひとつ、一人ひとりが持つ力というのは、お互いに認め合って、そして尊重し合った上で、ともに生活できる子どもを育てるということが大切だと思っています。

そのためには、個性を伸ばすと同時に、先ほどの話につながっていきますけども、学校で集団のルールやマナーを学ばせる、身につけさせる、これが大切だと思っております。 以上です。

No.36 〇議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.37 〇1番(川上 裕議員)

それでは、次に行きます。2点目です。

子どものほうから中心に見てみますと、キャリア教育等で今現在、社会の勉強をいろいろしています。

ところが、実社会での荒波の中で生きる力をどうつけていくか、これはもう大学に入ってから身につくものではありません。

小さい事業所の経営者も、大きな会社の経営者も、最近は就職してきてもすぐやめてしまうと嘆いている声をよく聞きます。

そこで忍耐と強い、今、教育長が言われましたけども、忍耐と強い自立心を養い、まあ競争ではありませんが、切磋琢磨して学ぶ環境が望まれると思うんですね。

しかし、教育の現場では、ここ 20~30 年で多少壊れてきているというか、社会環境の変化についてこれなかった面もあるのかと、私は感じておりますけれども、それゆえに、これから何年かかってもいいので、子どもをたくましく強く教育して、先ほど親の姿を映しているというお話がありましたけれど、逆に、子どもを見て親が勉強していく世代に、ある面ですよ、そういうふうにしていかないと、この社会というのは直っていかないような気がするんですよね。

そのぐらいの社会を築いていく気概を持っていっていただくというのが、教育現場にも必要なのじゃないかなという気がしております。

現場の先生からは、「そんなことができるわけがない」という声が聞こえてきそうですが、 大津事件のこともあります。

若い先生方の中には、そのためには教員の権限強化が必要かもしれないと悩んでいる 先生もおみえになります。私もそう思います。

将来の豊明、日本を担うのは、今の子どもたちです。豊明市は教育環境日本一を掲げています。大事な岐路に立っているときです。豊明市の特色ある教育を進めるためにも、教育委員会にもお諮りいただいて、進めていただきたいと願っております。

間違っていれば、ご指摘いただいて結構です。また、感想でもよいので、お聞かせ願えればと思います。

教育長、お願いします。

No.38 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

市野教育長。

No.39 〇教育長(市野光信君)

どうもありがとうございます。

逆に、親が子どもを見て学ぶべきではないかというところでのお話、それから、これから 荒波の中で切磋琢磨していく、そういったものが望まれるというふうなお話でした。

おっしゃるとおり、この世の中は非常に厳しい世の中でございます。10月1日現在では、 大卒予定の就職内定率が60.3%だという報道がありました。

これは、2008年のリーマンショック以前の状態には戻っていないというような報道で、子どもたち、まあ5年後、10年後、15年後、どうなるか、社会がどうなっているかというのは、皆目検討はつきませんけども、それを乗り越えられるような、まあ耐えて乗り越えて、越え

ていけるような子どもたちを育てていきたいなというふうに感想を持っております。 以上です。

No.40 〇議長(安井 明議員)

川上 裕議員。

No.41 〇1番(川上 裕議員)

貴重なお話、ありがとうございます。

これからの参考にさしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

ありがとうございます。

No.42 〇議長(安井 明議員)

これにて、1番 川上 裕議員の一般質問を終わります。 ここで、10分間休憩といたします。

午前10時55分休憩

午前11時5分再開

No.43 〇議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番 早川直彦議員、質問席にて質問願います。

No.44 O11番(早川直彦議員)

それでは、通告に従いまして、市長マニフェストの進捗状況と今後について、一問一答 方式で質問をします。

石川市長は、平成 23 年4月の統一地方選挙のとき、マニフェストを掲げ、市民の信託を得て当選をしました。

それから約1年9カ月が過ぎ、今現在のマニフェストの達成率や、今後まだ実施されていないマニフェストをどうするのかなど、多くの市民の皆さんが関心を寄せています。

そのことを踏まえ、次の点について質問をします。

1点目に、本年4月に発行された広報とよあけ、市長だより第8回に、マニフェストの進捗状況が45項目中22で、達成率が62.2%と書かれています。

また、石川ひであき後援会だより17号には、市長に就任してから1年半で、45項目中28項目が実施、または着手された。職員に浸透してきているからだと思うと書いてあります。

さらにですね、12月1日号、今月の12月1日号の広報とよあけには、市長だよりの第16号には、マニフェストの進捗状況について、私学助成を県下最高水準に充実したことと、職員の意識改革を促し、全庁改善運動が、いよいよ今月から始動することとなったと書いてあります。

それでは、お聞きしますが、今現在のマニフェストの進捗状況についてお聞かせください。

No.45 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

以上です。

伏屋行政経営部長。

No.46 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

現在のマニフェストの進捗状況と、達成されたマニフェストの評価ということで、お答えを していきたいと思います。

今、議員がおっしゃいましたように、平成24年の4月の広報で公開されました後、部課長会議などで検討いたしました。

いたしましたところ、既にまあ行っている、または本年度実施、または拡充される事業が、7つあるということが判明をいたしました。

1つは、商、工、農業を低利融資でサポートをするというマニフェストのうち、農業についてですが、人・農地プランの関係で低利融資ができるというものでございます。

次に、景観や環境に配慮した快適なまちづくりというものが、マニフェスト項目にございますが、これについてはですね、以前からやっておりますが、種苗生産団体への補助だとか、花植えの補助をやっております。

続いて、健康づくりお元気クラブの設立ということで、現在まで7カ所ございましたが、今年度さらに西川、阿野、間米、三崎でそれぞれ開設をいたしました。

続いて、遊休市有資産等の活用ということで、平成 22 年度からこれは実施をしておりますが、今年度も売却のほうをしております。

あと、外部人材の公募、簡易な事務を臨時嘱託職員に切りかえ、公共施設等の民間や NPOへの委託ということで、それぞれ準備等をしております。

以上のことから、本年度末の時点での達成率は、先ほど議員がおっしゃいましたように、62.2%から75.6%になる予定でございます。

市民生活に直接関係する事業を優先し、そのための財源づくりや支援体制という基盤づくりも進めているところでございます。一歩ずつ進めていきたいと思っております。

No.47 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.48 〇11番(早川直彦議員)

今ですね、これは今年度7つ、新たに行ったということなんですが、遊休地の売却について、昨年度に続いてとなったんですが、この売却益というのはどれぐらいなのか、今わかるでしょうか。

No.49 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.50 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

今年度につきましては、栄町坂畑地内で 168 平方メートルについて売却をいたしました。 入札で売却をいたしまして、入札額が 1,950 万 7,500 円でございました。 以上です。

No.51 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.52 **〇11番(早川直彦議員)**

売却益以外に、ちょっと聞き取りにくかったんですが、NPOに公共施設を委託するということと、事務のことも言われましたよね、簡易な事務。事務は言ってないですか。

公共施設の委託を行うということなんですが、これはどこの施設のことを言っているのか、教えてください。

No.53 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.54 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

公共施設の民間委託やNPOへの委託については、現在行っておりませんが、今 12 月 定例月議会に提案させていただきました、指定管理者制度のことを指しているものでござ いまして、これがお認めをいただければですね、今後、豊明市がそういった方向に進んで いけるというものでございます。 以上です。

No.55 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.56 **〇11番**(早川直彦議員)

嘱託職員に切りかえるというのも、これも今年度実施するということなんでしょうか。 私がちょっと聞き取りにくくて、聞き取り得なかったから申しわけないんですが、ちょっとお聞かせください。

No.57 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.58 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

まあ簡易な事務を、嘱託とか臨時職員に切りかえていくという、そういうマニフェスト項目がございまして、現在、職員の削減計画に基づきまして、削減を順次しております。

当然のことながら、その分の事務というのは消えるわけではございませんので、その補充として、臨時職員を活用といいますか、雇用して対処をしておると、そういうことでございますので、そういうご理解でお願いしたいと思います。

以上です。

No.59 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.60 〇11番(早川直彦議員)

新たに7つを加えたということはわかりました。

この市長マニフェストは、市民の負担軽減、暮らしやすいまちへ、市民参画と人づくり、財源をつくる、お役所体質を改善、この議会改革の6つを、大きな柱としております。

市長が就任して約1年9カ月の間、その間に、特に石川市長が、どれも大切だと思って施策でやっているとは思うんですが、市長にお答えしていただきたいんですが、特に力を入れてすごく効果があったという事業というのは、どのようなものでしょうか、お聞かせください。

No.61 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.62 〇市長(石川英明君)

まあ私自身は、この全項目を着実にというふうには考えております。

ただ、それぞれのやはり、一つひとつのマニフェストの政策についての全てが、100%行き届いたというふうな、まだ分析には至っていませんので、そうしたことを見ながら、少し整理をしたいというふうに思っています。

今、具体的に何かと言われると、それぞれの成果が出ております。

ただ、そのパーセンテージで言ったときに、私の目指す部分が 100%いったかというと、 それは、まあ例えばそうですね、私学の助成制度でも、これが 100%かというと、今の目標 値でいけば 100%ですよね。

しかし、まだ手を打つべきことがあるのかということも残るわけで、一つひとつのマニフェストについては、一度整理をしなくてはならないかなと。

今、行政経営部長がお答えをしたように、取り組みをしたのが約 75%ということのご理解をいただければ、ありがたいかなというふうに思っております。

以上であります。

No.63 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.64 〇11番(早川直彦議員)

これは、次の質問に続いていくと思うんですが、評価ですね、マニフェストの。

先ほど言った 75.6%の評価とつながるんですが、どのような評価を行っているのか、市 長だけの評価なのか。

あと、幹部の方や部課長会で進捗状況を確認して行っているものなのか、それとか、外部の人の声を交えて評価をしているのか、この辺の評価の考え方とか、評価の今やっている状況をですね、その辺を具体的にお聞かせください。

No.65 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.66 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

評価の考え方でございますが、外部評価はやっておりません。

内部の市長を始めとする部課長の中で協議をしながら、先ほど市長も申しましたが、少しでも準備をしたものも含めてやっているという、そういう判断をしておりますので、非常にパーセンテージが高くなっておりますが、そういったことも含めての今評価ということでやっております。

外部については、日進市等も市長のマニフェストの評価を広報等で出しておるんですが、ちょっと聞きますと、日進市も外部評価はやってないということでございます。

豊明市については、現在ですね、方針がまだ定かではありませんが、今後、外部評価の 効用といいますか、効果といいますか、そういうものがあれば、あるということになれば、ど のような方にやっていただくかも含めて、研究していきたいというふうに思っております。 以上です。

No.67 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.68 〇11番(早川直彦議員)

この外部評価につきましては、埼玉県の北本市が外部の評価の方、3名の方にお願いして、市長、首長が行っているマニフェストが、ちゃんと何%達成できているかというのを、外部の目で行っております。

その評価がですね、市長が就任して2年目と4年目、2回行っているというふうに聞いて おります。

北本市の場合は、外部の方が本当にパーセントですね、が達成されているかという評価だそうなんですが、1つ新たに加えていただきたいなと私は思うんですが、それぞれの事業が本当に市民の皆さんにどれだけの効果を得ているのか、市民の信託を得て、それは当選したと思うんですが、そのマニフェストの事業を行った、それに対してこれだけの効果が上がっている。

効果は上がっているんだけど、逆に、こういう部分で大変な部分があると。

例えば、保育の延長を無料化したと。ちょっと私はそれを聞いてないんですが、それをしたことで、時間がルーズになったというのを、ちょっと耳にして、市長名で何かお手紙を2回出したというのも聞いております。

そういうメリットがあるんだけど、そうしたデメリットというか、改善しなきゃならない部分というのも、そのマニフェストで掲げて実行されたとか、実行する中で多分あると思うんですが、やはり内部だけじゃなく、外部の目で見るということが、その信頼度というか、マニフェストの数字とかを理解がされると、市民の方に「ああなるほどな」と。

そういう部分で研究とは言わず、ぜひとも行革審のメンバーの方だとか、市の中で協力 していただいている市民の方々に協力していただいて、ぜひとも研究とは言わず、2年目 に評価をしていただきたいと思うんですが、これは市長にお伺いしますが、今、私が言った ことについて、どのように感じるでしょうか、お聞かせください。

No.69 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.70 〇市長(石川英明君)

今、お話を聞いておると、北本市というのは非常に減税にも取り組んできたまちで、興味のあるところであります。

外部の評価というのも、やはり必要かなということは、今率直にです、私自身の所感としては。それから、市民の皆さんが判断をするということも、やはり重要だなというふうに思っています。

今、部長が「研究」というようなことを言いましたが、私は率直に思うと、そういう気はして おります。

ただ、まあこのことをやるか、やらないかというのは、一遍内部で一度協議をしたいという ふうに思います。

一応、その程度でおさめておきたいと思いますが、よろしくお願いします。

No.71 O議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.72 〇11番(早川直彦議員)

やっぱり評価というのは、内部の方だけの評価と、外部の意見が入る評価では、受けと め方というのがかなり変わると思います。

当然、その人数が多ければ多いほうがいいとなるんですが、これはまた難しい部分もありますので、その辺、確実にやっぱり数字の根拠を示すためにも、ぜひとも実施するように求めます。

それでは、2番目の質問のほうに移ります。

平成25年度に実施するマニフェスト、これは何があるのか、お聞かせください。

1つは、多分実施すると思うんですが、延長保育の無料化を含む保育料の 10%の軽減、この1つだと思うんですが、それも含めてお答えください。

No.73 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.74 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

来年度に実施するというマニフェスト事業でございます。

今、議員がおっしゃいましたように、保育料の 10%軽減ということで、延長保育料を含めた形で、トータルで 10%の削減ができるようにという、そういった施策を実施をしたいというふうに考えております。

また、職員の意識改革という面で、職員の民間企業等での研修の実施というのも、今年 度実施要綱を定めましたので、来年度には受け入れ先を探して、ぜひ実施していきたいと いうふうに考えております。

あと、発達障がい児の支援についても、取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれも、まだ予算編成中でありますので、我々のまだ計画の段階ではありますが、こういったことを考えておる、そういった次第でございます。

以上です。

No.75 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.76 〇11番(早川直彦議員)

計画の段階で、まだ難しい部分もあるかもしれませんが、保育料の軽減につきましては、延長保育の無料化がありますので、たしか 5.46%だと思ったんですが、5.5%弱の保育料の軽減。

あとですね、先ほど言われた実施要綱はまとまったということで、職員の民間の研修の 実施ですね、これはまだ予算もあると思うんですが、どのような形で、どのような研修とい うのを考えているのか、わかる範囲内で教えていただけないでしょうか。

No.77 O議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.78 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

職員の民間企業等への派遣でございますが、まだ、どこへということは決定しておりません。

決定をしておりませんが、最長で2カ月程度で行いたい、最長でですね。まあ余り短くても研修効果が得られないというようなこともございまして、2カ月程度でやりたいと。

で、今考えておりますのは、職員がそこの企業や団体に出向いて、習得できる技術や知識が、その場でですね、仕事の中で活用できるようなものだとか、あと、いろいろな厳しい、農業なんか非常に厳しいと思うんですが、そういった厳しさも体験してはというような市長の方針もございます。

そういった中で、何が一番適しているのかを今考えており、さらに、受け入れ先をこれから探していくということになっておりますので、今決まっているということが、決まっているような、決まってないような段階なんですが、そういったことを今、我々内部で考えております。

以上です。

No.79 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.80 〇11番(早川直彦議員)

今の派遣という、研修派遣についてなんですが、やはり豊明市内のあらゆる業種の方の 仕事を実際に体験する、聞くことによって、職員の皆さんが自分の身になって、こういう部 分ではさらに力を入れなきゃいけないとか、そういうふうになっていただきたいなと思いま すので、その辺のほうは、しっかり進めていただきたいと思います。

もう一点お聞きしますが、発達障がい児の支援といっても、これはもうあらゆるところに、 どの部分の発達障がい児の支援のことを言っているのか。

例えば、保健センターでの健診は、たしか3カ月と1歳6カ月健診と2歳3カ月健診、その健診のとき以外に、例えば、ほかの議員からの一般質問でもあったんですが、さらにその健診を増やすとか、あと保育園や小学校の支援体制を強化するというのも、それも1つだと思うし、あと、特に私が今、発達障がいの支援というので力を入れてほしいと思うのは、保護者の皆さんが一番不安なんですよね。

誰に相談したらいいのか、やっぱり気持ちを伝えても、なかなかわかってもらえない、伝わらないと。保護者の皆さんのケアというかサポートとか相談支援、どの部分について、まあ全部なのか、特にどこか、どの部分かというのが、まだ決まってないのかもしれないんですが、できる範囲、わかる範囲でちょっとお聞かせください。

No.81 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.82 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほど申し上げた発達障がい児の支援ということでございますが、まずはですね、どん

ぐり学園が現在、母子通園ということでございます。

それをですね、保護者の方の負担軽減ということもございますので、子ども通園に変えていけないかというようなことを、現在考えております。

将来的には、もっと違った施設にどんぐり学園を変えていきたい、発達障がい児のためのセンターみたいなものに、目標としては変えていきたいというようなことも考えております。

あと、障がいの早期発見のために、市内の保育所を巡回をする支援事業をできないだろうかということを考えております。

それに当たるのがですね、長い間、保育士を務めていた方、退職の保育士さん、ベテランの方に各園を回っていただいて、障がいの有無をできるだけ早く見つけて対応するというようなことを、現在考えているということでございます。

以上です。

No.83 O議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.84 〇11番(早川直彦議員)

どんぐり学園の件と支援のことについてはわかりましたが、特に先ほども私は言いましたが、やっぱり保護者の方がですね、一番悩み、苦しむ。誰に相談したらいいか、なかなかその子のことがわかってもらえないと、そういう声の本当に相談支援、家族のケア、その部分も強く強化していただきたいと思うんですが、その辺はまだ、どういうふうに進めたいという段階なんですが、これはちょっと市長に聞きたいんですが、保護者の支援、保護者の方の支援について、どのように感じるでしょうか、お聞かせください。

No.85 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.86 〇参事(神谷巳代志君)

障がいの関係で、何らかの心配を抱えてみえる保護者の方へのそういったご支援といたしましては、今、保健センターのほうで、先ほど議員も申されました1歳6カ月児健診とか、2歳3カ月児健診、また3歳児健診等の、そういったちょっと不安を感じられた保護者の方におかれましては、例えば、なかよし教室でそういったことの支援をさせていただくだとか、あと、親のグループケア事業というのもやっております。

それから、各保護者の個別面接相談等々も行っております。

そして、先ほどですね、ご紹介いたしました 25 年度の新規事業の巡回支援事業の中でも、ベテランの保育士と一緒に臨床心理士も各園を回りまして、そういった障がいの早期発見とか、そういった早期発見のための助言とか相談にも乗ってまいるという予定をいたしております。

終わります。

No.87 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.88 〇11番(早川直彦議員)

本当にですね、私も発達障がいのある保護者の方から、苦しい、大変だと。でも、やっぱりなかなか相談してもわかってもらえないという声も聞いておりますんで、本当にしっかり声を聞いて、それに対応できるような、本当に皆さん苦労している方ばかりですので、その辺、理解していただきたいと思います。

それじゃ、3番目の質問に移ります。

平成 25 年度において、市長が考えているマニフェスト以外の新規事業というのは、何があるのでしょうか。

ちょっとですね、今回の議案に出されている機構改革の中で、環境課の中の新エネルギー推進係と都市計画課の開発建築係が挙げられているんですが、これはどのようなものなのか。

多分、これにコンセプトがつながるのではないかなと思うんですが、その部分も含めて聞かせてください。

No.89 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.90 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、ご答弁いたします。

25年度においての新規施策ということでございますが、現在、先ほど申し上げたようにですね、予算の査定中であり、また、3月に議会のほうでお認めいただきたいというふうに考えておりますが、現在、先ほど議員もおっしゃったように、コンセプトとして新エネルギーの関係ですね。

特に最近、他市町においても公共施設の屋根貸しをして、ソーラーパネルを置いて、電力需要も賄えるし、市にとっても無料で貸すことによって電力の何ていうんですか、もうけ

というか、そういうのが入ってくるというようなことであります。

こういったことを、ぜひ新エネルギーの係をつくってですね、どのように対応していくのか という、そういった今後の長期的な計画を立てていきたいというふうに考えております。

あともう一つ、北部・南部開発という、以前からの当市の課題でございます。

これについても、今回の任期付職員とも絡んでくるんですが、そういった専門家をぜひ雇用したいなと。そういう専門家を、開発に詳しい専門家を雇用することによって、どういったハードルがあるのか、北部、南部両方とも市街化調整区域であります。

南部については、農振、農用地域だとか、いろんな本当に規制があります。

そういったことを、どのようにクリアして開発ができるのかというようなことを考えていきたいと、その端緒にしたいということで、スタート地点にするということで、今回ですね、先ほどおっしゃられた機構改革の中にも、そういったことが含まれているということでございます。

この2つがですね、マニフェスト以外では対象になってくるかなということでございますが、いろんな制約の中のシフトを変えて、どのように新しい施策に取り組んでいくかということでございますので、いろんな議案を出させていただいておりますが、お認めいただきたいなというふうに、この場をおかりして申し上げます。

以上です。

No.91 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.92 〇11番(早川直彦議員)

エネルギーのことについてなんですが、屋根貸しの話が出ました。

これは今、隣の刈谷市が2013年度より小学校15校で実施。今、民間業者の募集をしているところだと思います。新聞記事にそうやって載っていたのを覚えがあります。

これ以外にでも、例えばソーラーパネルを個人のお宅の支援にも拡充するとか、そういう 部分もあるかもしれないし、エネルギーに関しては、私が前に一般質問をした中電以外の 売電ですね、売電をどうするのかとか、後は省エネ対策ですね、建物の省エネとか、エコメーターとか、そういうメーターをつけてですね、できるだけ省エネをするとか、そういう部分 もありますので、屋根貸しだけじゃなく、トータル的なものだというふうに考えてよろしいんですか、そのエネルギー政策というのは。

その辺をお聞かせください。

No.93 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.94 〇市長(石川英明君)

今、部長からお話をいただいたのが、エネルギーについては、それが一端であろうという ふうに思っております。

この議会の中でもですね、やはり私自身は再生可能エネルギーについては、脱原発を 目指すということも命じてきたし、また、豊明の総合計画からいろいろ計画を見ていくと、こ うしたことを位置づけている部分もあります。

ただ、具体的な実施計画というのがありませんので、再生可能エネルギーや省エネや、 そうしたものを一体的に少し計画的に立案をしてですね、豊明でどういうことができるかと いうことを、早期に一度立案をしたいというふうに思っております。

エネルギー関係については、そんなふうに考えております。

で、よろしいですか。

No.95 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.96 〇11番(早川直彦議員)

エネルギーというと、どちらかというと電気だけという感じがするんですが、当然、水道料金の削減とか、やっぱりガス料金とか、トータル的なバランスを見てですね、全体的なエネルギーの政策というふうに進めていただきたいなと思います。

あともう一点、北部・南部開発なんですが、調整区域でですね、たくさんの規制がかかっていると。それを開発するのには、やっぱり相当なハードルがあるということです。

あと、その開発をするに当たっては、本当の将来、10年後、20年後、本当にそれが豊明市のためになるのかどうか。自然を残すというのも、それは大切なことでもあるし、でも開発できるところは開発というのも必要なところだと思うんですが、その辺のバランスですね。

開発すれば自然はなくなると、その辺はどのように考えているんですか。

私のすぐ近くの榎山台は開発されました。あそこは森でした。夏になるとカブトムシやクワガタがいっぱいいて、本当に子どもたちの遊び場だったんですが、もうその山もほとんどなくなって、まだ雑木林は若干残っているんですが、やはり開発されると、そういう自然がなくなるという、その寂しい部分というのは当然あるわけですので、その辺のバランスというのはどのように考えているのか、これは市長にお聞かせください。

No.97 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。 石川市長。

No.98 〇市長(石川英明君)

え一っとですね、この北部、南部等というふうに位置づけたほうがいいのかなというふうには思っています。

もちろん、調整区域の開発というのは、総合計画にもきちっと位置づけられておるわけです。

しかし、まあ例えば南部で、今回も平野議員から、また質問があると思うんですが、あちらのほうも都市マスからいろんなことの位置づけがあるんですが、そういう形で今現実に進んでいるかというと、そうではないんですね。

どちらかといったら、地権者の方が、やはり今の農業をやるよりも、開発ができて、利益が得られるならということで、我々の望む、望まざるとも、そういう形で進むわけですよ。

特に、北部については今どういう状況かといったら、皆様ご存じのように、名古屋岡崎線がやはり1キロは今供用しています。そして、この後、県のほうの予算もついてですね、名古屋から 0.6 キロ、1つ、地権者の問題がありますが、ここが片づくと、やはり道路が整備をされる。

ここもです、一緒ですよね。我々が望むと望まざるとも、沿道サービスやいろんなことで、 どんどんやはりですね、変わっていく状況にあるわけです。

こうしたことを今、我々はきちっとした計画をして、やはりどういうふうに描いていくかということを、考えたいというふうに思うわけです。

そのときに、例えばまあ今、私自身も研究をしておるんですが、大きな商業地域をつくる ということも、1つは今、いろいろ調査をかけて勉強しています。

さらに加えていくと、先ほど言われたように、豊明はやはり農業を、まだ農業地域という のは残っておって、国の農業政策やいろんなことを考えると、都市近郊のやはり農業とい うのも、これから非常に重要になるわけです。

こうしたことだけではなくて、やはり市街地の住宅も含めていくと、そこにです、まあ都市 計画にはよく話をするんですが、近自然工法というのがあるんですね。

都市に、住宅の中に、森をつくるというやり方もあるわけです。そうしたことを一連に今、 自分自身が研究、1人だけでやろうと思っても、とてももうおぼつかないという状況です。

ですから、豊明がいずれですね、まあ人口も減っていくだろうということも、想定しています。

しかし、近隣のやはり市町は、まだ長久手や、いろんな大府にしても、日進でも伸びているわけです。

その可能性があるときに、やはり今、10年計画や少し長期の計画をきちっと立案をして、 このまちが、近隣の市町でも、本当にみんなが住んでみたいというようなまちを、今きちっ と創造せないかぬということを痛切に思うわけです。

そのために、この新しい北部、南部のところに所管を預けて、やはり調査研究をして、立 案ができるような方向です。

で、先ほど言った商業地域1つというんですが、これでも県はですね、今認めようとはしてないんですね。

確かに、副知事にちょっとアポイントがとってあるんですが、それに行くにも、やはりある 程度の構想も持っていないと話ができないんですよね。そういうことを思うと、もう僕1人の 手ではとても負えない。

だから組織全体で、これからの北部、南部の開発をどうするかというふうに考えていきたい、そのための係を設置をしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上であります。

No.99 O議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.100 〇11番(早川直彦議員)

ありがとうございます。

え一つとですね、これは本当に将来の夢だと思うんですよね。

今の計画、すごいハードルの高い地権者の関係もあるし、後は道路1つにしても、すぐできる状況じゃないですもんね。

でも、道路が例えばもう計画があって始まりますよ、何年までにつくりますよとなって、できてから計画を立てるのでは、また、これは遅いのも事実だし、そういう多くのアンテナを本当にめぐらしてですね、将来の豊明に合ったビジョンですね、そのまちづくりの。

北部、南部、まあその他の地域も含めて、しっかり考えていただきたいと思います。

じゃ、次のですね、4番目の市民税10%の減税についてお聞きします。

まずですね、市長にお聞きしますが、市民税 10%をマニフェストに掲げた理由、これをお聞かせください。

No.101 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.102 〇市長(石川英明君)

え一つとですね、市民税 10%、私の三本柱には確かにしてあります。

しかし、私自身はですね、この市民税 10%の前提にあるのは何かといったら、市民負担

の軽減ということです。

それは何かといえば、リーマンショック以後ですね、やはり生活が大変厳しい状況にある。それは特に若者世代に如実にあらわれている。仕事をなくしたり、仕事が減ったりだとか、そんな現象があって、そのためにそうした弱者救済のために手だてを打つ、その1つですね。それが市民税 10%です。

だから、その他の弱者救済のですね、いろんな手だてがちりばめてあるというふうに、ご 理解をいただきたいと思います。

以上です。

No.103 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.104 〇11番(早川直彦議員)

市民負担の軽減の施策の1つだということだと思うんですが、それでお伺いしますが、市 長がですね、このマニフェストを考えたときと、今現在の市民税を減税するのに国とか県 の規制が大きく変わっていると思うんですよ。

これは余りわかってない方も多分多いと思うんですが、この辺のですね、その当時と今と どのように変わって、今がすごく難しいと、減税をするのを国が規制していると、それをわ かりやすく説明していただけますか、今の変わった部分。

伏屋行政経営部長のほうがよろしいですか、どちらでもいいですが、大きく変わった点で すね、その辺を聞かしてください。

No.105 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.106 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

市民税減税の手続が変わったのかどうかということでございますが、まあ私ども財政課の職員が県庁等に行って聞いてまいりますと、単年度の行政改革費で、まず減税の財源を充てなさいということでございます。

これはどういうことかといいますと、今、市民税が 40 億程度でございますので、10%ということになると4億円。4億円の経費を行政改革をやって、いろんなコストダウンをして4億円を捻出したら、まあやってもいいですということになっております。

以前は、そういった行政改革経費を、例えば今年 5,000 万、来年 5,000 万というふうに積み立てていって、何年か後に4億円たまったから、その経費を充てて減税をやりましょうと

いうことができたんですが、それはもう全く認められなくなりました。

積み立て方式はだめということで、単年度の行政改革費でやってくださいよということで あります。

しかも、その行政改革費が行政改革費であるかどうかの県を通じた国の審査があるということで、我々が幾ら「これはコストダウンでやりました」と言っても、それは国のほうが判断をして、そのコストがそれにかなっておるかどうかを判断をしますよという、そういうかなり厳しい形になっております。

さらに、例えば指定管理者等で職員の人数が減って、それを「コストダウンだ」と言っても、それはやっぱり指定管理者で委託料にいく分があるので、そういうものはもちろん相殺しないといけないというようなこともございます。

そういったことで、差し引き後の削減額のみが有効になるよということは、周知のとおりでございますが、まあそういったことです。

そういったことの中で、本市独自でどうしてもやると言った場合に、どういうことが起きるかというと、交付税だとか起債の許可に影響があるということであります。

起債につきましては現在、今年の予算で市債が 11 億強、まあ 12 億弱、昨年度も 12 億程度でございましたが、そのうち臨時財政対策債は、この起債制限にかかりませんので、市単独の起債、まあ来年度でいきますと5億円弱が、そういった起債を予定しております。

臨時財政対策債以外の起債がそれぐらいあるということでありますので、その辺に制限が加わると、非常に予算が立てにくくなるということであります。

そういったことで状況としては、市長がマニフェストをつくったときに比べると、今言った積み立て方式だとか行政改革費のみでやれというようなことが言われ始めて、かなり状況としては厳しくなってきているということでございます。

以上です。

No.107 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.108 〇11番(早川直彦議員)

ということで、やっぱり国や県は規制緩和と言いながら、この減税に関してはもうしちゃいけないと、これぐらい厳しく変わってきています。

この中でですね、例えば過去に市民税 10%を行った半田市、大治町、あと埼玉県の北本市に、ちょっと私は問い合わせをして聞いてみたんですが、半田市は平成 22 年度の課税分を減税しました。そのときの総額で5億 7,000 万円、減税をやめた理由は交付団体になったため、だからもうやめましたと。

大治町は、平成 23 年度の課税分の町民税の減税を行ったと。総額で1億 3,400 万円。 平成 24 年度に取りやめた理由は、24 年度はですね、同等の額を防災対策のほうで行う ということで、やめたそうです。

あと、埼玉県北本市は、23 年度の課税分で行ったと、市民税の減税を。これが総額で約3億7,000万円。

これは減税をやめた理由はですね、今言った国の規制が厳しいから、ちょっと無理になったと。

北本市の場合は、市民の負担軽減を和らげるために、平成 24 年以降の都市計画税の 税率を 0.25 から 0.2 に引き下げたと。

北本市長さんはどうなんですかと、まだやれたらやりたいという考えなんですかと聞いたら、条件が整えばやりたいんですが、これだけ規制が厳しくなるとというような回答がありました。

それぞれの市町の理由は違うんですが、石川市長の今言った説明を聞いて、市長はどのように考えているのか、その減税について。

これだけ厳しい状況、例えばですね、今、予算過程の編成が出ていると思うんですが、 その中に、私の見方が悪いのかもしれませんが、見た中に、その減税を来年度やる部分 の額が入ってないような気がするんですが、まず来年度、減税をやるのかどうか。

あと最終的に、最終年度に減税を行うのかどうか、その辺の考えというのを聞かしてください。

No.109 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.110 〇市長(石川英明君)

今、行政経営部長が問題、課題については述べさしていただきました。

で、私自身も選挙のときに調べさしていただいたのは、北本市の方式ですね、基金を積んでやろうということを考えていました。

で、実際に入ってきたら、北本市もだめだということで、そのための今、あらゆる足かせがついてきておるわけですね。

ですから本議会でも、私自身のほうからなるべく早いうちにということを言っておったんですが、1つ、私自身がタウンミーティングをやってきたときのアンケート、それから今回の事業仕分けのときのアンケートです。

これの分析は非常に難しいというふうに思っているんですが、端的に少し結果だけを述べていくと、どういうことかというと、3中学校でタウンミーティングをやってきました。そのときのやはり参加者には、市民税10%は非常に低い位置にあるんですね、どういうわけか。

今回、事業仕分けの関係で、マニフェストに係るアンケート調査を行いました。ここでいく

とですね、2番目ですね。上位なんです。

1位は、まああれでしたね、議員定数を減らすというのが1位で、2番目が市民税10%をやってほしいと。

その動向をちょっと見てみると、20歳からやっぱり60歳の方以下なんですね。この方たちは市民税10%をやってほしいと。

私も夏まつりやいろんなところに行くと、若い人たちがぽんぽんと手をたたくんです、肩を たたいたりして。「市長、10%いつやってくれるんだ」というような声を結構聞くんですね。

ですから、私自身はこのことを言って、どう整理をするかということに今悩んでおる。そしてまたやることも、この間、大村知事が基金を積んでやるようなことが新聞に流れたもんで、今、調査をかけておるんですね。

そういうことが許されるなら、総務省関係に許していただけるなら、それはやれるということです。

でも、それがやれないとなったら、どういう形でやるかということを、もう少し時間をいただく中で、決断をしたいというふうに思っております。

以上であります。

No.111 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.112 〇11番(早川直彦議員)

今、市長が述べられたように 11 月8日にですね、大村知事が減税をという記事が載ったんですが、まだ県からたくさん情報が来ているわけじゃないんですが、システムを変えるのにも改修費用が、これ、かかるわけですよね。

減税をするためにシステムの改修料が、ちなみに半田市が 2,300 万円、大治町が 634 万円、北本市が 2,000 万円というふうにかかっているというふうに聞いていますので、もし県のほうが県民税の減税を行うと、そのときに当然システムを改修しなければいけない。

そういうのに便乗ができるだけではいけないですもんね、財源が確保できなきゃいけないし、だからハードルがすごく高いわけなんですよね。

あと、減税の部分なんですが、均等割の部分だけやろうとしても、1億円ぐらい要るわけなんですよね。

じゃ1億円をという、その効果ですよね。1億円の効果で、じゃ半田方式で100円とかにしても、約2,900円や3,000円の減税が、本当に市民の方に伝わるかどうか。

その辺もですね、大治や北本とか半田市に聞いたんですが、なかなかそれがわかりづらいと。年末控除みたいに、給料の明細でこれだけ返ってきましたというと、あっ、返ってきたんだなと思うんですが、そのわかりにくい部分というのが、やっぱり問題だったというふうに、2つの市が言っていました。

だから、その部分も含めて、本当にこれはしっかり考えないとですね、難しい部分もあるのかなと思うんですが、市長、この部分についてはですね、本当に市民負担の軽減というコンセプトは、そこだけじゃないと思うんですよね。

次の5番目の質問にも移ってしまうのもしれないんですが、今、これだけの規制がかかっている、単年度じゃないと市民税の減税はできないと、そういう状況の中でですね、本当にできるのかどうか。

マニフェストだから当然やりたい、もう最後の最後までやりたいという気持ち、また次の質問にもなっちゃうと思うんですが、でもですね、やはりそれにこだわり過ぎちゃって、時代ってこう変わるじゃないですか。

市民負担の軽減、新たなものが国や県から始まってとか、その社会状況を見て、それを違うものに変えましたという部分でも、それは市民の方は納得すると私は考えます。

ただ、その部分をですね、今これだけ難しい現状の中で、市長はどのように考えているのかということと、あともう1点は、来年度にやるか、やらないのか。

今から準備して、予算の編成過程の中で、私はちょっと見つけることができなかったんですが、まず来年度はやるか、やらないのかということと、今、私が説明したことについてお聞かせください。

No.113 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.114 O市長(石川英明君)

それでは、まず来年度にやるか、やらないかについては、来年度はまずはやりません。 今の状況では、やれる状況に至っていません。

で今、早川議員が言われたようにですね、市民負担の軽減ということで、もちろん全体的に、これだけやはり貧窮者が出ている現状からいったらですね、そのことの政策の1つとしては、ぜひやれる方向でというふうには検討します。

そのためにですね、先ほど言ったように、大村知事がやるようなことがあれば便乗できる、そういうこともあり得るわけです。

さらに河村市長は、これは議会の状況もあって5%ということもあります。

私自身も、こうしたことをですね、本当は市民の皆さんからの声も、やっぱりきちっと受け とめるということが必要かなというふうに思っています。

そういう手だてもやりながら、どういう方向にするかということです。

確かに、やっても市民の皆さんが気づかないというような、それだけ行政と市民とが遊離している現状というのは、いろんな事業を打ち出してくる中でも、幾つか感じております。

ですから、こうしたことを本当はやりながら、市民の参画をいただけるようなものをつくりながらですね、私自身もそういう意味では、新しい公共ということをうたい上げております。ですから、そういう中でやはり皆さんの声をきちっと受けとめて、それの実施ができる体制というふうに、それが最終的な判断で、まあ決断をしたいというふうに思っております。少しつかみにくかったかもわかりませんが、そのように思っております。以上であります。

No.115 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.116 〇11番(早川直彦議員)

じゃ、ちょっと5番目の質問に移らさしていただくんですが、市長マニフェストは任期が終わるまでに全て実施する考えなのか。また、任期中でですね、実施を断念せざるを得ない、もうできないというものがあるのかどうか、その辺についてお聞かせください。

No.117 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.118 〇市長(石川英明君)

え一つとですね、基本的にはやはり公約ということがあります。

で、私は政治家というものは、やはり自分の吐いた言葉に責任をとるということが重要であろうというふうに思います。

確かに、やれなかったこともできる可能性があります。でも、自分自身が公約に上げた以上は、100%やっていける努力をしたいというふうに判断しております。

以上であります。

No.119 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.120 〇11番(早川直彦議員)

え一っとですね、これはマニフェストも市長は最後までやると、政治家の判断ということだと思うんですけど、やはり先ほども言いましたが、時代の流れですね、マニフェストをつくって、この1年9カ月の中でも、かなり震災がありましたとか、財政状況とか、入ってみないとわからないものもありますよね。

市長になって、その中に入ったから財政の状況とか、あと定員管理の問題でもそうだし、私がこの前に質問した権限移譲のこともですよね。

これからどんどん、多分国は県に、県は市のほうに移譲すると。そうすると、そのプロフェッショナルな職員が必要だと。

そういう部分からいくと、定員管理のことも、そういうのも考えなきゃいけないとか、やっぱり時代は進んでいくわけですので、そのスピード感、市政運営の。

そこを一番、市民の方というのは求めていると思うんですよね。

だから、マニフェストにとらわれ過ぎちゃって、本来やるべきこと、そういうスピード感を持って、新たに市政運営を変えなきゃいけないというものが、そのバランスというのがすごく難しいと思うんですよね。

これは市長だけじゃなくて、隣に座っている副市長にも多分影響するとか、周りの幹部の皆さんにも影響する。それぞれ1人ずつに聞きたいんですが、そんな時間がありませんので、副市長にお伺いするんですが、そういうかじ取りですよね、副市長になって市政運営のかじ取り、皆さんでやっているのはもう十二分にわかるんですが、これからマニフェストの後半になると、やっぱり厳しい、財政が伴うものばかりだと思うんですよね。

その辺のかじをしっかり取らないと、これはできない。逆に、マニフェストが足を引っ張っちゃって、ほかのことができなくなってはいけませんので、その辺を副市長はどのようにお考えなのかとか、自分で何かそういう持っているものですね、自分でこういうふうにしようとか、その辺、ちょっとお聞かせ願えますか。

No.121 〇議長(安井 明議員)

残り時間が4分少々です。

簡潔に答弁をお願いいたします。

小浮副市長。

No.122 〇副市長(小浮正典君)

これは、市長もいつもおっしゃっていることですけれども、やっぱり市民目線に立つことが重要だというふうに思っています。

環境が変わるということは、早川議員がおっしゃるとおりだと思いますね。

市長のマニフェストというのは、これはやっぱり政治家として立てられていることなので、 それを立てられたという市長の思いも非常に強いと思います。

その一方で、やはり市民の二一ズも変わっていく、そのバランスをとっていく必要がある というのは、十分認識しております。

で、市長は私が就任してからでもですね、その前からのようですけども、幹部の職員、あるいはもっと下の係長とか、そういった職員とも、非常にコミュニケーションを深くしていらっしゃいます。

そういったことで、決して1人で考えるのではなくて、幹部の職員、それぞれで対話しながら、あるべき方向性を、市長としても見出されようというふうにしていらっしゃると思います。 それについては、私も間に入ってですね、その辺については議論をより活発にさせようという努力を、私なりにはしているつもりでございます。

以上です。

No.123 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

早川議員に申し上げます。

時間が3分ちょうどですので。

No.124 〇11番(早川直彦議員)

今のマニフェストの重要性、自分で進めていこうという重要性と、今の時代の流れ、これからまたさらに変わってくるかもしれないし、新たな問題が出てくるかもしれないですけど、その辺のバランスのとり方というのは、市長の中でどのように考えているのか、今後どのようにしていきたいのかというのを述べていただけるでしょうか。

No.125 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.126 〇市長(石川英明君)

もちろん、私はですね、社会変化というものや、その職場の中にこうやって入ってですね、職員の気持ちや、そうしたものを全部です、含めてです、それを押し切ろうというマニフェストではないと思っているんですね。

やはり現場に即して、みんながきちっとのみ込んで、それを実施をするというのが、本来の組織全体のものであるし、もう少し言えば、今、副市長が言ったようにですね、市民の皆さんがですよ、社会変化の中で何を望むかということは、このことを確認する作業が行われていないんで、そのことをした中で、より近いものを求めていって、そのときにやはり我々としては判断をするということです。

ですから僕自身は、もう社会の変化も、そういうことも含めて、どういうふうに変化をさせるかという構想はあるわけです。

だけど、このことと、職員も、議員の皆さんも、さらには市民の皆さんの、まだ意見も聞いていないわけです。

ですから先ほど言ったように、街角に出て行くと、若者がたたいて、10%やってくれと言

われると、これも1つなんですね。

だけど、それがより多くのみんなの意見として聞こえてきたときに、そのことがですよ、実施をすべきだということであれば、それはもう覚悟を決めて、ただ、基金とか何か交付税とか、そういう問題に至るようなやり方はとろうとは思わないわけです。

これは今10%だけですね。だから、あらゆる政策、マニフェスト全体については、皆さんのやはり協議の中で、変化をしていくのは当然だろうというふうに思っています。

一応、そんなふうに考えております。

No.127 〇議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

残り時間が1分を切りました。

No.128 〇11番(早川直彦議員)

もうマニフェストにこだわり過ぎず、私が言った市民の声を聞いて時代に対応した市政運営、本当に市長を始め副市長、全ての幹部の皆さんで進めていただきたいと思い、これで私の一般質問を終わらしていただきます。

ありがとうございました。

No.129 〇議長(安井 明議員)

これにて、11番 早川直彦議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時5分休憩

午後1時15分再開

No.130 〇議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番 一色美智子議員、登壇にて質問願います。

No.131 〇8番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1項目、子育て3法の具体化について。

先の通常国会では、社会保障と税の一体改革の一環として、子育て環境の充実を図る 子ども・子育て関連3法、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法」、「関 係整備法」が成立いたしました。

3法の趣旨は言うまでもなく、3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を、総合的に推進することであります。

今回の改正では、発足して8年が経過した認定こども園を単一の施設として扱い、認可、 指導監督を内閣府に一本化するとともに、財政支援を強化し、幼稚園と保育所が連携し、 一体的な運営を行う幼保連携型の認定こども園を拡充していくことになりました。

また、全国で2万人を超す待機児童の解消へ向け、国の認可基準に満たず、これまで十分な公的支援を得られなかった利用定員6人以上 19 人以下の小規模保育や、保育ママなどによる利用定員5人以下の家庭的保育、事業所内保育など、多様な保育を推進することになりました。

さらに、今まで基準に適合しながら、自治体が財政難を理由に認可しない事例があることから、保育所の認可は基準を満たせば原則として認可するよう改められました。

あわせて、保育の担い手である保育士などの待遇改善や、復職支援による人材確保などが盛り込まれました。

これらの施策を実現するため、子育て予算が1兆円超増加されます。例えば、この予算 を活用して新たな財政支援制度が創設されます。

具体的には、認定こども園、幼稚園、保育所は施設型給付、小規模保育や保育ママなどは地域型保育給付の対象となります。

このほか、地域子ども・子育て支援事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する病児・病後児保育や、放課後児童クラブなどの事業にも助成し、総合的に子育て支援を進めていくことになりました。

大切なことは、子育て分野に1兆円を越える予算が増額されますが、この財源を活用して地域で子育て支援策を実施する主体は、自治体ということであります。

このため、自治体には以前にも増して主体性が求められることになります。

自治体は今後、新たな支援策を実施するに当たり、地域の子どもや子育てに関する二 一ズを把握し、子ども・子育て支援事業計画をつくる必要があります。

都道府県も独自に計画を立て、実施主体である市町村を後押しします。教育・保育施設の認可のほかに、保育士の人材確保など、市町村だけでは対応が難しい事業に取り組みます。

こうした計画立案には、認定こども園や幼稚園、保育所の事業者、利用者など、現場の声を反映させる必要があります。

時代の変化に伴い、子育て支援に関するニーズも大きく変化してきています。そのための仕組みとして関連法では、自治体に対して地方版子ども・子育て会議の設置が努力義務として定められました。今後、本格施行に向けて、この会議による早期の議論が重要と考えます。

各種支援策の本格実施は、消費税が 10%に引き上げられる 2015 年と想定されていま

す。それまでに自治体が準備すべき事柄は山ほどあります。

また、計画策定に向けた調査や子育て会議の設置を来年度から実施するとなると、予算の確保が必要です。

来年度予算編成の時期でもあり、子育て3法の具体化に向け、どのように取り組んで、 子どもや子育ての施策を拡充していくのか、本市といたしましても、国の動向を見きわめ つつ、できる限り円滑かつ速やかに新制度を導入できるよう、万全の準備をしていくべきで あると考え、以下、伺います。

1番、子育て支援に関する二一ズを把握し、子ども・子育て支援事業計画作成への取り 組みについて。

今回の子ども・子育て支援法の制定により、全ての自治体が事業計画を策定しなければならないこととなっています。

事業計画の期間は5年です。この事業計画策定に当たっては、国の基本指針に基づき、 子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査し、把握することが求められております。

平成 27 年度からの本格施行に向け、事業計画を平成 26 年度半ばまでに策定するためには、平成 25 年度予算において事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費を計上することが必要だと考えますが、当局はいかがお考えか、伺います。

2番、努力義務として設置が定められている地方版子ども・子育て会議について。

国においては、平成25年4月に子ども・子育て会議が設置されます。会議の構成メンバーとして、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が想定され、子育て支援の政策決定過程から、子育て家庭のニーズがしっかりと反映できるような仕組みとなっております。

子ども・子育て支援法第77条においては、市区町村において地方版子ども・子育て会議を設置することを努力義務化しておりますが、子育て家庭のニーズを把握して、施策を行う仕組みは国のみならず、地方においても極めて重要です。

当市においても、子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、来年度から子育て当事者等をメンバーとする合議制機関を新たに設置することが必要と考えますが、いかがでしょうか、伺います。

3番、本市の幼保連携型の認定こども園の考えについて。

少子化の進む中、幼稚園利用児童は10年で10万人減少しています。

一方で、保育所待機児童が2万 6,000 人も存在することなどから、既存の幼稚園の活用により、保育所待機児童ゼロ、幼稚園と保育園の一元化を目指すとして、認定こども園が2006 年 10 月に公明党のリードでスタートいたしました。

新たな制度ですが、第3の施設ではありません。既存の幼稚園や保育所を改変したものです。

簡単にいえば、幼稚園は保育所並みの長時間保育を、保育所は幼稚園のように教育を 行うのが、これまでとの違いです。 ゼロ歳から就学前の子どもが対象で、保護者が共働きかどうかは問いません。地域の 子育て支援も担っております。

幼稚園、保育所双方の利点を合わせ持ったものがこども園というわけで、利用者から高い評価を受けております。

その反面、文部科学省と厚生労働省による二重行政や財政支援が不十分という課題を抱えていて、全国で 2,000 園を目指したが、2010 年4月1日現在の認定こども園数は、全国で 911 園となっております。

設置者から見れば、負担を増やしてまで認定こども園に移行するメリットが感じられないという園が少なくないのが、数の伸びない要因のようですが、本市の取り組み、考えについて伺います。

4番、小規模保育、保育ママなど地域型保育給付への取り組みについて。

待機児童の解消だけでなく、親の就労状況を問わず、就学前の全ての子どもに良質な保育教育を一体的に提供する仕組みづくりが必要です。

幼児期の良質な発達環境は、人材育成の上でも効果が大きく、先進諸国も力を入れています。乳幼児時期から追跡調査をしたところ、良質な教育、保育を受けた子どもは、受けなかった子どもよりも、高校を中退したり、犯罪を犯す率が低いという研究報告もあります。

一人ひとりを大切にした保育、教育の実践をどう具体化するか、実際のサービスを担う 自治体の取り組みが重要になってまいります。

そこで、本市の考えについて伺います。

2項目、急増する生活保護世帯について。

長引く景気低迷などを背景に、生活保護の受給者が増え続けております。

厚生労働省によりますと、全国で生活保護を受けている人は昨年7月、205 万 495 人に上り、集計が始まった 1951 年以降で、過去最多になったと発表をいただきましたが、本年2月時点には 209 万 401 人、7月時点では 212 万 4,669 人と、昨年に引き続き最多を更新しております。

受給者がこれまで最も多かったのは、戦後の混乱が続いていた昭和 26 年ごろで、経済成長とともに徐々に減少し、平成7年度には月平均 88 万 2,229 人まで減りました。

その後、不況により受給者数は増加に転じ、2008年のリーマンショックを引き金に急増したということであります。

厚生労働省の調査によりますと、生活保護受給者の内訳は、高齢者世帯が 42.8%を占め、働ける現役世代を含むその他世帯が 16.7%、母子世帯が 7.5%となっております。

このうち、その他世帯の割合が近年急増しており、1999年度の7%に比べると、2倍以上の増え幅になっております。

このため専門家からは、仕事さえあれば受給せずに済む人が増えているとの指摘も出ております。

生活保護の財源は全て公費で、国が4分の3、自治体が4分の1を負担しております。

生活保護費は、今年度3兆 7,000 億円から、2025 年には 40%増の5兆 2,000 億円へと 増大する見通しであります。

豊明市でも生活保護世帯扶助費の金額は、平成 21 年度 168 世帯、4億 1,200 万円余、平成 22 年度は 192 世帯、4億 2,700 万円余、23 年度は 202 世帯、4億 9,000 万円余と増え続けております。

平成23年度の4億9,000万円は、市税収入の98億1,200万円余の約5%に当たります。 生活保護は生活困窮者のための最後の安全網であり、それに頼らざるを得ない人が急 激に増加している状況は、見過ごしできません。

受給者の中には、就職して自立を望む人も少なくありませんが、安定就労に結びつかず、生活保護受給の長期化を余儀なくされている人も多いと言われております。

そこで、本市の生活保護の実態と対策について伺います。

本市の生活保護受給者の実態、特に高齢者世帯、その他世帯、母子世帯の割合からどのような現実があるのか、伺います。

2番、全国的にも高齢者の貧困問題が深刻になっています。高齢者の生活保護制度の 利用者の増加、格差の解消、その対策について伺います。

3番、安定就労や生活保護からの自立を目指しても、求人の少なさが高い壁として立ちはだかっている現実があります。

また、受給者の就労意欲と能力の向上が一番の課題でもあります。

本市の取り組みについて伺います。

3項目、消費者教育の推進について。

先の通常国会で「消費者教育推進法」が成立いたしました。

この法律が成立した背景には、年々悪質化し巧妙化している振り込め詐欺や未公開株など、架空の投資話を持ちかける利殖勧誘事犯、悪質リフォームなど、特定商取引事犯などの一般消費者を狙った悪質商法の蔓延があります。

おれおれ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺などの振り込め詐欺は、ピーク時より減少しているものの、2011年には 6,233件の発生を認知しています。

中でも、おれおれ詐欺はむしろ増加しており、被害総額は 127 億円を超えています。

携帯電話などの有料サイト利用料の請求などを装った架空請求詐欺は、認知件数は減 少傾向にあるものの、1件当たりの被害額はむしろ増加しています。

また、おれおれ詐欺の被害者は 60 歳代以上の高齢者が9割を占めていますが、架空請求詐欺は 30 歳代以下が4割近くに上るなど、全世代で被害を受けている実態がうかがえます。このため、若い世代からの消費者教育が必要になっております。

また、11年の利殖勧誘事犯の被害額は590億円、特定商取引事犯の被害額は207億円を超えております。

消費者教育推進法は、巧妙化する詐欺や悪質商法から消費者みずからが身を守り、合理的に行動する知識と能力を養う教育を幅広い世代、場所で行うのが狙いです。

また、有識者や消費者代表が消費者教育の効果的な推進方法について話し合う場として、消費者庁に消費者教育推進会議、地方自治体に消費者教育推進地域協議会を設置するとしています。

悪徳商法から消費者である市民を守るために、以下、伺います。

1番、本市の振り込め詐欺、架空請求詐欺、利殖勧誘事犯、特定商取引事犯などの被害の実態について伺います。

2番、地域における消費者教育の推進について伺います。

3番、高齢者、障がい者の方について伺います。

4番、事業者及び事業者団体による消費者教育の支援について伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

No.132 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.133 〇参事(神谷巳代志君)

それでは健康福祉部より、まず子ども・子育て関連3法の具体化につきましてご答弁を 申し上げます。

本年8月の国会で可決成立しました子ども・子育て関連3法案は、幼児期の学校教育、 保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的といたしております。

この制度は、議員が申されますとおり、社会保障と税の一体改革とあわせまして、施行されることとなっており、消費税の引き上げによる財源も含めて1兆円程度の財源が必要となります。

早ければ、消費税が 10%となります平成 27 年度から本格施行される予定であります。 国におきましては、来年度から基本指針や事業計画の策定、認可基準や保育の必要性の認定基準等を検討することとなっております。

市町村におきましても、平成25年度から、子ども・子育て支援事業計画の策定や地方版子ども・子育て会議の設置等が必要になってまいります。

現段階では、まだ多くの部分が、今後の国の検討結果を待たなければならない状況でございます。

それを踏まえまして順次、ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の子育て支援に関する二一ズの把握、子ども・子育て支援事業計画作成への取り組みにつきましてお答えをいたします。

子ども・子育て支援事業計画への取り組みといたしまして、子育て家庭の状況や保育需要を把握するためのニーズ調査を実施していく予定でございます。

次に、2点目の地方版子ども・子育て会議設置への取り組みにつきましてお答えをいた します。

地方版子ども・子育て会議につきましては、平成 25 年度中に設置をしてまいりたいと考えております。

会議では、二一ズ調査の内容を吟味し、子ども・子育て支援計画策定に向けまして、検討をいただく予定をいたしております。

委員構成といたしましては、現在設置をしております次世代育成支援地域行動計画推 進協議会のメンバーを中心に検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして3点目、幼保連携型の認定こども園の拡充につきましてお答えをいたします。 現在、本市には認定こども園はございません。

しかしながら、最近の保育ニーズから、ゼロ歳から2歳までの保育に対する需要が大変 多く、この部分に対する対策が急務であると考えております。

そこで、市内にあります私立幼稚園が認定こども園として、ゼロ歳から2歳の保育にも参入していただけるかどうか、その意向を聞きながら、子ども・子育て支援事業計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

続きまして4点目、小規模保育、保育ママなど地域型保育給付への取り組みについてお答えをいたします。

現在も、待機児対策といたしまして、認可外保育所にゼロ歳から2歳までの子どもの保育を委託をいたしております。

今回の法改正によりまして、こうした小規模保育等に対する給付が新規に創設されることから、制度に沿った形で支援の方法を見直してまいりたいと考えております。

続きまして、急増する生活保護世帯につきまして、順次ご答弁を申し上げます。

本市の生活保護受給者の実態、特に高齢者世帯、その他世帯、母子世帯の割合についてお答えをいたします。

当市の生活保護世帯は 24 年 10 月末日現在で 221 世帯、うち高齢者世帯は 91 世帯で 41.2%、母子世帯は 10 世帯、4.5%、その他世帯、いわゆる稼働年齢でありながら働いて いない世帯でございますが、46 世帯、20.8%でございます。

リーマンショック前の平成 20 年3月末現在の保護世帯数は 144 世帯で、高齢者世帯は 63 世帯、43.8%、母子家庭 10 世帯、6.9%、その他世帯7世帯、4.9%であります。

平成 24 年 10 月末現在と比較いたしますと、全体で 77 世帯増で約5割増、高齢者世帯 は 28 世帯増で約4割増、母子世帯は同世帯数で増減なし、その他世帯は 39 世帯増で約6.5 倍と、大変急増いたしております。

高齢者世帯の全体での割合は微増となっております。それに引きかえまして、特に平成 20年のリーマンショック後、雇用環境は急速に悪化をいたしておりまして、派遣切り、雇い どめ等、長引く景気後退で就労できる年齢層にもかかわらず、就職できない勤労者が増加をしており、その他世帯が急増しておるものでございます。

続きまして、2点目の高齢者の生活保護制度の利用者の増加、格差の解消、その対策 についてお答えをいたします。

先ほどご説明しましたように、高齢者世帯は平成 20 年3月末で 63 世帯、平成 24 年 10 月末の 91 世帯と比較をしますと、28 世帯、44.4%増と年々増加傾向にあります。

近年では、少子化、核家族化とともに兄弟姉妹の数も少なく、この方たちが成人した後に近所で生活することはまれであり、それぞれ離れて独立した生活を送っている場合には交流が少なく、特に被保護者は親族と希薄な関係が多く、当市が毎年実施をしております被保護者の扶養義務調査に基づきまして、交流可能と思われる扶養義務者に対しては、手紙や電話で交流を促しているところでございます。

続きまして、3点目の安定就労や生活保護からの自立を目指しての本市の取り組みについてお答えをいたします。

当市では、平成 22 年度からキャリアカウンセラーの資格を持った就労支援員を雇用して、稼働年齢層の被保護者に対してハローワークと連携をとりながら、ケースワーカーとともに就労支援をいたしております。

また、就労意欲のある被保護者に対しては、ハローワークに同行訪問をいたしまして、 求職支援訓練の受講及び就労支援を行っておるところでございます。

続きまして、消費者教育の推進のうち、市民生活部・健康福祉部所管分についてお答えをいたします。

まず、本市の振り込め詐欺、架空請求詐欺、利殖勧誘事犯、特定商取引事犯などの被害の実態についてお答えをいたします。

8月10日に衆議院で可決をされました消費者教育推進に係る法律は、来年2月までには施行される予定となっております。

この法律は、議員が申されますように、消費者である国民が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつけることができる実践的な能力を身につけさせるべく、教育をするという目的で、私ども地方公共団体の責務といたしましては、消費生活センター、教育委員会、その他の連携のもとで地域の状況に応じた施策を作成し、実施することとされております。

愛知県内では本年、おれおれ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺な ど、いわゆる振り込め詐欺といたしまして認知されている犯罪が、1月から9月までに 147 件、被害額2億 1,777 万円が発生いたしております。

また、愛知署管内では2件、被害額 170 万 8,000 円で、そのうち豊明市内では還付金等 詐欺が1件、被害額 70 万円が発生をいたしております。

犯罪発生の傾向といたしましては、被害件数は減っておりますが、手口が巧妙になり、 逆に被害額が増える傾向にあります。 愛知署管内でも、平成 22 年に 170 件発生したものが、平成 23 年には4件と大幅に減少をいたしております。

一方、1件当たりの被害額平均は、22 年は 13 万円ほどが、23 年、24 年には 80 万円ほどと大変大きくなっております。

今後は、この法律の施行とともに、愛知警察署とも連携をしまして、市民への生活安全 の周知や情報提供を充実させ、被害に遭わない知識習得を図ってまいりたいと考えてお ります。

続きまして、高齢者、障がい者の方への消費者教育の推進についてお答えをいたします。

現在、高齢者の方々につきましては、民生児童委員の勉強会において、詐欺や悪質商 法等に関する内容について、事例紹介により理解を深めていただき、友愛訪問やひとり暮 らし年末訪問時に、啓発活動をお願いしているところでございます。

さらに、高齢者と直接かかわることの多い地域包括支援センター職員に対し最新情報を 提供したり、積極的に情報を高齢者に伝えるよう、お願いをしているところでございます。

また、今年度から補正予算にも計上させていただきました徘徊高齢者見守りネットワーク構築事業を通じまして、被害に遭いやすい認知症を患った方の関係者に注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

同じく生活弱者であります障がい者の方々を悪質商法、振り込め詐欺被害から守るためには、周りの方々の見守りが必要であり、同じく民生委員活動におきまして、当市が発刊をしております「あなたを狙う悪質商法」というパンフレットを活用し、学習をしていただいております。

なお昨年と今年、市内における振り込め詐欺の未遂事件の情報を、毎月開催されます 民生児童委員協議会に報告をし、障がい者の方々への注意喚起を行っていただいている ところでございます。

また、判断能力が十分でない高齢者や障がい者を、悪質商法や振り込め詐欺から守るために、成年後見制度の活用も進めているところでございます。

以上で答弁を終わります。

No.134 〇議長(安井 明議員)

横山経済建設部長。

No.135 〇経済建設部長(横山孝三君)

それでは、経済建設部からは3項目目の消費者教育の推進についてのうち、2点についてご答弁を申し上げます。

まず、2点目の地域における消費者教育の推進についてでございます。

悪質商法には主に高齢者の方が被害に遭われております。市では平成 22 年度より地

域の老人クラブへ出かけ、悪質商法の被害者にならない、あるいは悪質商法に遭ったとき の対処方法についての出前講座を実施しております。

本年度につきましても、3地区の老人クラブから出前講座の依頼がございました。

今後も、依頼があれば出向いていきたいと考えております。

また、悪質商法の手口などを紹介した若者向け、高齢者向けパンフレットを作成し、窓口で配布したり、出前講座で利用したりしております。

また、同様のパンフレットを年度末の広報に折り込みたいと考えております。

また、一般向け消費者講座も毎年2回開催しておりまして、今後も消費者教育に取り組んでまいりたいと思います。

今までの出前講座等の実績を申し上げますと、まず出前講座でございますが、平成22年度は6地区で270人の参加者でございました。23年度は4地区、134人、24年度は2地区、90人でございます。

なお、来年の2月に坂部地区で開催を予定しております。

次に、消費者講座でございます。

この実績といたしまして、平成 22 年度では金融商品取引法について、「投資トラブルにあわないために」という題名をつけまして開催して、29 人参加していただきました。

2回目が、「クレジットカードを始めとするキャッシュレス社会への対応」ということで、27 人でございます。

平成23年度では、「まず、捨てることから始めよう」が24人、「自然災害と損害保険」につきまして18人、以上の講座を開催しております。

なお今年度は、12月及び1月に生鮮食品の表示につきましてということで、開催をいたします。

次に、4点目の事業者及び事業者団体による消費者教育の支援についてでございますが、現在は特に行っておりませんが、市への支援を求められれば、商工会さんと相談しながら行っていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

No.136 〇議長(安井 明議員)

- 一通り答弁は終わりました。
- 一色美智子議員。

No.137 〇8番(一色美智子議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

今、一通りご答弁をいただいたんですけども、まず子ども・子育て支援事業の計画という ことで、これに取り組むためには、まず二一ズ調査が必要になってまいります。 それから、地方版子ども・子育て会議についても、これは予算が伴ってくると思うんですけども、その辺の予算のほうはどうなっておりますでしょうか、お聞きいたします。

No.138 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.139 〇参事(神谷巳代志君)

ニーズ調査につきましては25年度、それから子ども会議につきましても25年度に設置して、事業計画を26年度策定と予定をいたしておりますので、必要な予算を25年度に要求させていただきたいと考えております。

終わります。

No.140 〇議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.141 〇8番(一色美智子議員)

はい、ありがとうございます。

予算の確保をよろしくお願いいたします。

それでは、準備組織の設置ということで、この新制度の移行に当たり、事業計画や条例の作成など膨大な準備が今後必要になってまいりますが、新たな制度への円滑な移行を目指して、本市においても速やかに準備組織を立ち上げて対応すべきだと考えますが、その辺のところはいかがお考えでしょうか、お聞かせください。

No.142 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.143 〇参事(神谷巳代志君)

現在のところはですね、現在の児童福祉課の中で対応してまいりたいと考えております。

それで、人員的なことで特に必要だということになれば、人員配置の要求もさせていただきたいと考えております。

終わります。

No.144 〇議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.145 〇8番(一色美智子議員)

準備組織が本格施行のときに、その役割を担うようにしていただくのが理想的だと思いますので、その辺のところをよろしくお願いいたします。

次に、新たな制度への移行になったときに、利用者の支援ということで、利用者の中には、この制度がもう具体的にどのような制度なのか、また保育料はどうなるのかなど、いろいろ不安の声が寄せられてくると思います。

で、そうなったときに利用者に対して、新たな制度についての情報を丁寧に提供する必要があると思うんです。

そのためには、子育て支援センターなどの身近な場所で、利用者の気軽な相談にも応じられるように、制度を整えていくことが必要だと思いますが、そのところはどのように考えてみえますでしょうか、お聞かせください。

No.146 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.147 〇参事(神谷巳代志君)

ただいま、議員が申されましたとおり、子育て支援センターでのご説明とか、それからもう従前どおり、ホームページ、広報等でもお知らせをしてまいりますが、新たな制度でございますので、そこら辺の周知の仕方につきましても、この子ども会議の中で検討をいただくようにしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.148 〇議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.149 〇8番(一色美智子議員)

それと今後、保育の人材の確保が非常に重要になってまいります。

保育の人材確保のためには、保育士の資格を持った人の再就職の支援が重要となって まいりますが、これらの取り組みについてはどのように考えてみえますか、お伺いいたしま す。

No.150 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.151 〇参事(神谷巳代志君)

現在も、例えば年度中途で延長保育の方の例えば保育士をですね、採用するに当たっても、まだ全体から申し上げましても、保育士の確保というのは大変現在難しい状況となっております。

それで今、議員が申されましたが、例えば現在お勤めでなくて、家庭にみえる保育士の 有資格者の方だとか、あと経験者の方に再度就職していただけるような、そんなことがで きるような勤務条件の改善などをしてまいりたいと考えておりますが、今議会にも条例を出 させていただきました。

例えば、任期付採用職員だとか、そういったことの活用もしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.152 〇議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.153 **〇8番**(一色美智子議員)

病児・病後児保育について、ちょっと伺わさせていただきます。

病児・病後児保育は、子育てと就労において最も重要なサービスの1つであると考えております。

現在の労働環境を考えますと、突発的に休暇がとれるのは、せいぜい1日か2日ではないかなと思います。

この間に、ほかに見てくれる人を確保できなければ、病気が完全に治っていない子どもを、そのまま保育園に送り出すことになります。場合によっては、保育所内で病気が蔓延することになります。

現在、大府の「さわやか愛知」で1時間 400 円の補助で行っていただいておりますが、本市において独自に医療機関、公的機関等で実施する考えはないか。

また、現在は未就学児のみでありますが、例えば今、児童館に行く児童クラブですが、これは現在、小学校3年生までになっておりますので、この件を考えてみまして、今後年齢の引き上げ等の拡充の考えはないか、伺います。

No.154 O議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.155 〇参事(神谷巳代志君)

現在ですね、大府市にございますNPO法人さわやか愛知に委託をして実施をいたして おりますが、確かに利用件数が、実績が大変低くなっております。

平成 23 年度の実績は 15 人、38 件の利用でございました。

また、会員数は23年度末現在で80名となっております。

今後は研修会の受講者を増やして、豊明市内在住の提供会員、それから利用会員も増やしてまいりたいと考えております。

ただ、市単独で医療機関にこの事業を委託しますと、大変膨大な予算が必要となってまいりますので、しばらくは、このNPO法人さわやか愛知に委託をいたしまして、利用者の増加に努めたいと考えています。

また、対象児童の年齢の拡大につきましてもですね、ちょっと一回、研究をさしていただきたいと考えております。

終わります。

No.156 〇議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.157 **〇8番**(一色美智子議員)

これは、もうぜひ拡大していただきますように要望をいたします。

次に、乳児家庭全戸訪問などの事業の支援の拡充については、どのように考えてみえますか、お聞かせください。

No.158 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.159 〇参事(神谷巳代志君)

現在、保健センターのほうで乳児期に保健師が全戸を訪問する赤ちゃん訪問を実施しておりまして、そこでアンケート調査等でハイリスク家庭、いわゆる産後の鬱、お母さんがそういった状況でないかどうだとか、保育環境が悪くないかとか、そういった家庭の調査を行っております。

今後も、これまでと同様に、保健師による全戸訪問を継続してまいりたいと考えておりま

す。

終わります。

No.160 O議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.161 **〇8番**(一色美智子議員)

今回の子育て関連3法に基づく認定こども園の拡充などの支援策が、うちは認定こども 園はないんですけども、これをいたしますと、大きく大きくこの子育て施策が前進をいたし てまいります。

そのためにも、いち早く予算を確保していただきますように、また人材確保も大事なことになってまいりますので、まだ、この件に関しましては、これからという部分もたくさんありますが、準備すべき事柄は山ほどありますので、そこのところをよろしくお願いいたしまして、次に2項目の急増する生活保護世帯について移ります。

社会福祉法では、ケースワーカーの標準受け持ち世帯数を、市で80、町で65と、たしか 定めていると思いますが、ケースワーカーは社会福祉主事の資格が必要であります。人 員は、本市ではどのようになっておりますか。

また、ケースワーカーの負担が過重になっていないか、お聞かせください。

No.162 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.163 〇参事(神谷巳代志君)

ケースワーカーの件でございますが、当市は4名の職員と2名の臨時職員で生活保護事務を担当しております。

職員のうち1名は査察指導員でございますので、3名がケースワーカーでございます。

今、議員が申されますとおり、社会福祉法で80世帯でケースワーカー1名の基準がございます。

当市におきましては3名のケースワーカーですので、80 世帯で 240 世帯の基準に対しまして、24 年 10 月末現在、保護世帯は 221 世帯でございますので、現在は充足をいたしている状況でございますが、人員的にはぎりぎりの状態であると考えております。

終わります。

No.164 〇議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.165 **〇8番**(一色美智子議員)

高齢者の収入は7割が今、公的年金であります。

高齢者世帯のうち4割を占める女性の単独世帯は、収入がほかの高齢者世帯よりも圧倒的に低いという状況が、今現在あります。

実際のデータでも、男性受給者の半数近くが年間200万円以上に集中するのに対しまして、女性受給者の多くは60万から80万円台に集中をしているそうです。

今では、低所得状況から抜け出すために、非正規雇用としてパートなんかで働く女性がもう大変増えております。

しかしながら、65歳以上で働いてる女性の4人に1人は、働いても働いても暮らしが楽にならない、ワーキングプアであるとの指摘もあります。

高齢女性の貧困率は年齢が上がるほど、男性以上に悪化しております。男女差が最も 大きいのは 70 から 74 歳です。女性は男性に比べて1割近く貧困率が高いようです。

そして、この傾向は未婚や死別など夫を持たない女性でより高くなっています。

女性の単独世帯の深刻な現実について、本市の認識はどのようになっておりますでしょうか、考えてみえますか、お聞かせください。

No.166 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.167 〇参事(神谷巳代志君)

生活保護を受給している高齢者の方ですね、高齢者世帯で年金を受給している世帯は、高齢者の方は 91 世帯中 48 世帯、53%でございます。そのうち女性の年金受給者は 22 世帯、46%でございます。

生活保護受給者以外の方々の高齢者の年金受給割合から比べましても低いですし、その中でも特に女性の年金受給者は少ないという、そういった実態があるというふうに認識をいたしております。

終わります。

No.168 〇議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.169 **〇8番**(一色美智子議員)

先ほど3番のところで、ハローワークと連携しながら個別に就労支援をしてくださっていますが、実績等があればお聞かせください。

No.170 O議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.171 〇参事(神谷巳代志君)

平成 23 年度におきます実績でございますが、被保護者の就労支援につきましては、相談を受けた被保護人員は 48 人、そのうち就労によりまして収入増となった方につきましては、延べ人員でございますが 21 名でございます。

そして、就労に伴いましてですね、保護廃止世帯となった世帯が8世帯でございます。

それから現在ですね、第2のセーフティネットワークということで、生活保護の方が職業訓練を、月額 10 万円という職業訓練受講給付金というのを受けて、3カ月から6カ月受けることができるんですが、そういった給付金を受けて職業訓練を受けられた方が1名おられます。

以上です。

No.172 〇議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.173 **〇8番**(一色美智子議員)

はい、ありがとうございます。

生活保護受給者になると、なかなか抜け出せませんが、この制度は入りやすく、出やすい仕組みをつくっていかなければならないと考えます。

国のほうでは、改革のたたき台として生活支援戦略をまとめております。

来年の通常国会に関連法案を提出する方針とのことですので、国の動向を見ながら進めていただきますようにお願いをいたします。

次に、3項目の消費者教育の推進について移らさせていただきます。

地方自治体に義務づけられました消費者教育推進地域協議会の設置はどのようになっておりますか。

また、今後の展開について伺います。

No.174 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.175 〇参事(神谷巳代志君)

まだ、この法律の前でございますので、実際にですね、この法律によりまして、今後行政が何を行うべきかは、まだこれからのことでございますが、この法律の趣旨で市の責務といたしまして、学校や地域における消費者教育を充実させる施策を講ずることとなっておりまして、事業者にも消費者教育を推進することを奨励することなど、その世代に応じた市民の皆さんへ継続的な消費者教育を目指すことが必要となってくる、そういった内容の法律となっております。

そのために市といたしましても、教育関係、事業者関係、また防犯関係者など、関係団体と協議会を組織することも視野に入れてまいりたいと考えております。

今後の法律の施行にあわせまして、この消費者教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

終わります。

No.176 〇議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.177 **〇8番(一色美智子議員)**

それでは、学校現場における消費者教育の推進はどのようになっておりますでしょうか、 お聞かせください。

No.178 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.179 〇教育部長(津田 潔君)

それでは、学校現場での消費者教育についてお答えをいたします。

学校での消費者教育に関する事業としましては、中学3年生の社会科、公民の分野で 消費生活と経済の仕組みという学習内容がございます。

ここで悪徳商法について紹介し、契約の責任は自分にあること、クーリングオフの仕組 みや消費者契約法について、ここで学びます。

中学3年生には社会に出る直前の学習で、生徒には関心の高い教材でございます。

また、小中学校とも情報教育の一端としてインターネットの通販、こちらの利用時につきましては注意事項にも触れて、長期休業、夏休み、冬休み前には、生活のしおりの中で無

駄遣いをしないよう周知しているところでございます。 以上、終わります。

No.180 〇議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.181 〇8番(一色美智子議員)

教職員への研修についてはどうなっておりますでしょうか、お伺いいたします。

No.182 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.183 〇教育部長(津田 潔君)

教職員の消費者教育については特段行っておりません。

ただしですね、校内で業者と名乗った者から契約書などに押印するなどを求められた場合、安易に押印せず、担当者や事務職員に取り次ぐよう、このように申し合わせをしております。

以上、終わります。

No.184 〇議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.185 **〇8番**(一色美智子議員)

現行の学習指導要領では、小学校から高校までの社会科や家庭科などで消費者の権利と責任、金融の仕組みといった消費者教育の充実をうたっておりますが、専門知識が要求されることに加え、教材探しやカリキュラムを組む難しさなどから、実際には十分に実施されていないのが現状であります。

先ほど、「実施してない」と言われましたけども、教師への研修をしないと、この消費者教育は成り立っていかないんではないかなと思います。

教師の研修を充実させるべきだという声が上がっておりますけども、今後、教職員の研修は行っていかれますでしょうか。今後も行わずにいかれますでしょうか、お伺いいたします。

No.186 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。 津田教育部長。

No.187 〇教育部長(津田 潔君)

先ほど申しましたように、今現在は教員向け消費者教育を行っておりませんが、こちらに 消費者教育推進に関する法律、これの施行に伴い、今後、教職員に対しての研修につい ても一度、研究してみたいというふうに考えております。

以上、終わります。

No.188 O議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.189 **〇8番**(一色美智子議員)

消費者一人ひとりが学んでいけるような、さらなる環境づくりが必要であります。

学校現場で消費者教育を広げるには教員研修が必要です。教材の配布だけではなく、 将来的には授業科目として定着していけるといいなと思います。

実際に千葉県の柏市では、家庭科や総合学習だけではなく、数学などの授業にも取り組んで、ゲーム感覚で行っております。

そういう事例もありますので、参考にしていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

No.190 〇議長(安井 明議員)

これにて、8番 一色美智子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時9分休憩 午後2時20分再開

No.191 〇議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番 平野龍司議員、登壇にて質問願います。

No.192 〇13番(平野龍司議員)

議長にご指名をいただきましたので、一般質問をしたいと思いますが、その前に先日、 新聞紙上で取り上げられました山盛議員を始め5人の議員が犯した政務調査費の不正請 求、不正受給について、伊賀市だけでなく日進にも2回、また刈谷にと、次々と不正を認めたことは、豊明市議会としての恥であり、情けないことと思います。

市民の信託を受け議員になったあなたたちは、支持者にどう説明されるんですか。

再三にわたるうそをついた、あなたたちの言うことの何を信じればいいということですか。 市民の期待を裏切った皆さん方、あなたたちは議員としての資質も資格もありません。 直ちにやめていただきたい、やめるべきです。

まあ出処進退については皆さん方、個々によく考えて適切な判断をし、結果を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

南部地域の開発と将来像についてお尋ねいたします。

豊明市の南玄関ともいえる花き市場を含む伊勢湾岸豊明インター周辺の開発は、豊明市の将来を見据え、税収面においても重要な拠点と考えます。

第4次豊明市総合計画の新規市街地整備の項には、第二東名高速道路豊明インター 及び豊明駅周辺地域において、愛知花き地方卸売市場を中心とした生産・流通ゾーンを 形成するために、市街化区域編入または集客施設や産業施設の立地が可能な市街地整 備の計画を策定しますとあります。

豊明駅周辺地域は、豊明市を東西に結ぶ伊勢湾岸自動車道や国道1号線、さらには国道23号線、南北に結ぶ主要地方道の瀬戸大府東海線といった豊明市の主要な道路が集まる交通拠点であり、利便性の高い地域です。

また、これらの主要道路は広域を結ぶ幹線であり、近年、人口が愛知県平均よりも高い割合で増加している名古屋市緑区や刈谷市、大府市、知立市、安城市、日進市といった都市と豊明市を結んでいます。

これらのことから、この地域は豊明市のみならず、アクセス性の高さから、周辺の都市からの人の流入も見込まれる、潜在的なポテンシャルを秘めた地域といえます。

そこで、次の質問をいたしますので、当局のお考えをお答えいただきたいと思います。

1番目、3年前に、阿野地域の梶田、昭和、長根地区、この地区の農地の地権者の方に将来の土地の利用についてのアンケートが行われましたが、その結果を当局はどう捉えているのか、お答えいただきたいと思います。

2番目に、その後、この地域にはコンビニやガソリンスタンド、また流通センターができ、 さらには別の流通センターが計画中と聞いております。

こうした一貫性のない開発は、地域の活性化につながらないということでございます。 大型企業の誘致の考えはないのか、お答えいただきたいと思います。

3番目に、花の街豊明をキャッチフレーズに、市内各所に看板が設置されております。 何をもって花の街をアピールしているのか、フラワーボランティアの方々による公園の花 壇の整備や、各施設や企業によって、花の育成をしていただいております。 しかし、このようなことは、どこの市町でも行っております。特に、豊明市が花の街とアピールする部分は何ですか、お答えいただきたいと思います。

4番目に、名鉄本線の駅名について、豊明市を代表する駅が豊明駅ではなく前後駅、それでは広く市外、県外から来られる方に対して案内がしづらいと思います。

前後駅周辺の方は、地元の地区名が駅名になっているということでアピールでき、反対 されるとは思います。思いますが、豊明市のことを考えれば、豊明市における鉄道の玄関 は、豊明市の名称がついた駅にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、市役所の25年度の体制についてご質問いたします。

昨年の12月議会において石川市長は、機構改革による部長制廃止、副市長2人制、行政アドバイザーの採用を提案されました。

当時の委員会で協議されましたが、1日では結論が出ず、3日間を要しました。

そして、ようやく出た結論、それは3議案とも否決されました。

そして今年の3月、人事異動の内示が二度、三度と遅れ、議会が終了してから発表し、 全員協議会が終わった夜10時過ぎにようやく発表されました。そのため、現場では引き継 ぎやら挨拶等で大変混乱いたしました。

25 年度においては、そうしたことがないようにしていただき、市民に対しての対応や、サービスの低下にならないようにしていただきたいと思います。

そこで、次の質問を行います。

1番目、現在、2つの部の部長が任命されておらず、参事が2つの部を兼務しております。

3月の人事異動で市民生活部と健康福祉部を前平野副市長の事務取り扱いとし、結果 として前平野副市長を辞任に追い込み、教育部長になったばかりの神谷部長を2カ月で 参事に任命し、2つの部を兼務させました。

このような混乱を招かないように、25年度の部長人事をどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

前の質問と関連いたしますが、神谷参事は来年の3月、定年を迎えて退職されると思いますが、後任を置き、前体制でまた他の部を兼務させるかどうか、お答えいただきたいと思います。

3番目、昨年の 12 月の総務委員会において、部長を廃止し、副市長を2人にすれば、毎年 4,900 万円の人件費削減につながるとの説明がありました。これは数字のマジックで、まやかしであると判明いたしました。

そこで、23年度と24年度の上半期を比較して、課長以上で結構でございますので、その 人数と人件費の比較をお答えください。

最後に、石川市長は今でも部長制廃止についてお考えを持っているのか、持っていると すれば、その理由をお答えいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

No.193 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.194 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、行政経営部が所管しております、これらの質問に対して順次お答えをいたします。

まず、南部地域の開発と将来像でございます。

1番目のご質問のアンケートの実施についてでございます。

平成 21 年 12 月に、第4次総合計画の実現に向け、将来の土地利用の総合的な指針となる土地利用構想の見直しを検討するため、南部地区、栄町の梶田、阿野町長根、昭和と、北部地区、沓掛町豊山、岩金、焼山、車田、水白、切山の各土地の所有者の方々に、企業誘致、企業集積を検討するためのアンケート調査を実施をしております。

このうち南部地区は、伊勢湾岸自動車道インターチェンジ及び国道 23 号、国道1号、県道瀬戸大府東海線に隣接し、名鉄豊明駅からも近く、交通の利便性が高いことから、新しいまちづくりの候補地として 163 名の土地所有者に調査表を配布して、116 名の方からご回答をいただいております。

結果からは、高齢化、後継者、収入面などで、土地の利用状況を模索していることがうかがえます。

結果につきましては、平成22年2月に企業誘致現況調査報告書としてまとめられており、今後の土地利用方法については、インター周辺道路交通網の利便を活かした企業誘致による開発と既存住宅との調和を図った住宅地を望む、こういった意見に分かれるものと報告をしております。

2つ目のご質問の、そうしたことからの企業誘致の考え方についてでございます。

南部地域の企業誘致につきましては、本市といたしましても、平野龍司議員がおっしゃる とおり、交通の便もよく、積極的に行っていきたいというふうに、このように考えておりま す。

しかしながら、当該地域は総合計画策定後に、いわゆるまちづくり3法、都市計画法、中心市街地活性化法、大店舗立地法が改正されまして、原則として市街化調整区域中において、大型商業施設の立地は不可能になっております。

以前には、大型商業施設の出店希望もございましたが、現在の法律では商業施設の開発は不可能となり、住宅地、工業地のみ、一定の要件をクリアすれば、開発が可能となっております。

この地域で工業系は、現在の総合計画において生産・流通ゾーンと位置づけられておりますが、この地域で住宅の開発を行うためには、総合計画等の市の基本計画の見直しが

必要となってまいります。

当該地域につきましては、これらの事務手続に係る課題のほかに、県の指導によるところの市街化調整区域内での湛水履歴の問題がある場所である点だとか開発制限、また 湛水防除事業における国からの補助金等の返還の問題も生じてくるものでございます。

この地域では現在、生産・物流ゾーンとしての位置づけもございます。ございますので、 都市計画法 34 条における物流関係の会社が進出をしております。

また、工業系は先端業種の産業であれば可能でございます。

しかしながら、一定の幅員の道路に面した土地のみが、こうした開発に供せられる反面、 全体的な開発となりますと困難な面もございます。

引き続き、地元の皆様のご意見を伺いながら、よりよい土地利用の方法を研究してまいりたいというふうに考えております。

4つ目のご質問の、名鉄の駅名変更についてでございますが、駅名変更につきましては、これまでもたびたびこの議場でも議論がなされ、変更すべきという意見、また一方では、歴史のある駅名を残すべきだという両論がございます。

いずれにいたしましても、駅名変更につきましては、機運が高まってこないと、難しいと認識をしております。

市といたしましては、機運が高まればアンケート調査などを実施し、結果を尊重した上でですね、必要とあれば名鉄のほうに要望を働きかけをしていきたいというふうに考えております。

続きまして、ご質問の2問目の市役所の25年度体制についてお答えをいたします。 まず初めに、25年度は各部に部長を置くのかというご質問でございます。

これにつきましては、平成 25 年度は、今後の地域主権と新たな行政需要に対応するため機構改革を考え、今定例月議会に事務分掌条例の改正を提出をさせていただいております。

機構改革の目的は、部署間のむらを改めながら、組織を強化するというものでございます。

その上で、まずは機構どおりの人員配置を行うことがベストだと考えております。

現在、参事が、先ほどご指摘のように、市民生活部、健康福祉部の2部において、部長を兼務しておりますが、この分析も踏まえ、対処してまいりたいというふうに考えております。

参事職について、どのように考えているのかと、まあ2問目の質問でございますが、現在 の神谷参事が来年の3月に定年で退職されるということでございます。

その後、業務上の遂行上ですね、必要があれば、以前配置をしておりましたように、参 事職を必要があれば配置する考えも持っております。

その次、平成24年度の上半期における職員給与の実績でございます。

平成 24 年度の上半期における職員の給与の実績は、505 人で 14 億 4.644 万 6.000 円

でございます。14 億 4,644 万 6,000 円でございます。

うち、課長以上は 33 人で1億 5,025 万 6,000 円となっております。1億 5,025 万 6,000 円でございます。

参考に、23 年度を申し上げますと、職員数が 516 人、合計額が 15 億 1,174 万 6,000 円、15 億 1,174 万 6,000 円。うち、課長以上は 35 人で1億 6,329 万 2,000 円、1億 6,329 万 2,000 円でございました。

4番目のご質問の部長制の廃止についてでございますが、現時点で部長制を廃止する ということは考えておりません。

部長制の廃止は、意思決定のスピードアップを目的とするものでございます。組織の状況を分析し、実施をするためには部長制の廃止だけでなく、部長から課長、課長から課長補佐、係長へと権限移譲をし、事務改善、軽減をすることにあわせて、意思決定の迅速化を図る必要がある。今後も、このことについては引き続き研究していきたい、このように考えております。

以上で終わります。

No.195 〇議長(安井 明議員)

横山経済建設部長。

No.196 〇経済建設部長(横山孝三君)

それでは、経済建設部からは1項目目の南部地域の開発と将来像のうち、3点目の花の街・豊明をアピールして、豊明市が特にアピールする部分は何かということにつきまして、ご答弁を申し上げます。

豊明市商工会において、市内にある東洋一と言われる愛知豊明花き市場の地域特性を活かし、豊明市の新たな商業活性化の方策を検討するため、花をテーマとしたまちづくり、景観づくりを推進することで、豊明市の知名度向上、イメージアップを図り、地域全体の魅力を高めることで、来街者増加と商業の活性化に寄与する目的で花の街・豊明実施計画を策定し、この計画をもとに平成23年度より事業を始めております。

平成 23 年度は、空き店舗を活用し、消費者等に花の寄せ植え講習会及びエディブルフラワーを取り入れた商品等の開発を行いました。

今年度は、豊明まつりにおいて、食と花の街のPR及び豊明市の玄関口である名鉄電車の前後駅駅前広場におきまして、花のポットを寄せ植えふうに配置して、B級グルメ「豊明ひきずり」のマスコットキャラクターの絵柄をつくりまして、食と花のまちを市内外にアピールしております。

なお、平成24年12月9日午後5時から、情熱マーケット豊明軽トラ市、屋台村、開催会場は文化会館でございますが、そこでイルミネーションツリーやLEDフラワーで装飾し、花の街・豊明のPRを行います。

イルミネーションツリーは商工会館、前後駅前広場等に設置し、PRを実施しております。 以上で終わります。

No.197 〇議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

平野龍司議員。

No.198 〇13番(平野龍司議員)

それでは、南部地域の開発のほうから、ちょっと再質問をさせていただきます。

3年前、21年に、土地利用についてのアンケートが行われまして、多くの地権者というか、農地を持ってみえる方、後継者に困っておられる、この先やっていただける後継者がいない。もうほとんどが苗から田植え、収穫まで農協、JAとかアグリ等に依頼、お願いするということで、米を買ったほうが安いんじゃないかというような声も出ております。

しかしながら、先祖から受け継いだ土地をなかなか放っておくわけにはいかず、農業を 続けているというような状況でございます。

そこで、当時のアンケートの結果というのは、7割以上の方が、何らかの方法であそこの 土地を利用して開発をしていただきたいというような声も、地元で上がっておりましたの で、早急に考えていただきたいなというふうに思います。

で、あそこのインター周辺というか、伊勢湾岸から北側の地域ですね、一応調整区域になっておりますので、非常に開発は難しいというようなことも聞いております。

2006 年だったか8年だったか、一時、イオンがあそこへ出店するということで、当時の会社の方がおみえになりまして、開発計画というものを持ってみえました。

地元の方にも、そういうようなうわさもずうっと広がりまして、大変期待をしていたわけですが、まあいろいろな規制があって、結局は実現しなかったわけですが、大型企業を誘致するにしても、そういった規制、今の経済状態からいって、なかなか企業があそこへ、工場が来るということも大変難しい状況じゃないかと思います。

そこで、提案したいというふうに思いますが、花の街・豊明ということをアピールする点においても、あそこの一帯を例えばフラワーセンター、みよしにあるフラワーセンターですとか、また、なばなの里のような電飾のお花畑、そういったものを全面的にやって開発していけば、観光客も増えるし、また、その近くに道の駅等もつくれば、さらなる観光面においても、非常に期待が持てるんじゃないかというふうに思いますが、そういったお考えがあるかどうか、ちょっと将来像についてお聞かせいただきたいと思います。

No.199 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

No.200 〇経済建設部長(横山孝三君)

まず、フラワーセンターとかですね、それから先ほど言われましたなばなの里ですか、こういったものは、大型商業施設あるいは大型集客施設というふうに位置づけられておりますので、現在の市街化調整区域における都市計画法並びに大店舗立地法ですか、等々で規制されておりますので、立地することは、なかなか難しいと考えております。

それから、先ほど議員から提案のございました、花の街・豊明をアピールする施設関連で、道の駅の建設などはどうかというご質問でございます。

この地域に比較的適しているのではないかというふうに考えます。が、まず道の駅でございます。これはですね、全国各地にございまして、最近では瀬戸市さんにおいても開設されております。国の国土交通省道路局の登録制度によるものでございます。

内容は、道路の沿線に駐車場やトイレなどの休憩施設と道路施設や地域情報の発信機能、また、交流を促進する地域振興機能の3つを合わせ持つ施設でございます。

まず、道路管理者、瀬戸大府東海線でいいますと愛知県でございますが、この道路管理者が道路管理上必要な施設といたしまして、駐車場、休憩所、トイレ、道路情報の提供施設を建設し、また一方、市町村等が駐車場、トイレ、レストラン、物産館、観光レクリエーション施設などを建設するという仕組みでございます。

それで、まずこういった計画を進めていく上では、まずは用途地域の問題をクリアすることが必要でございます。

次に、この道の駅の場合は、市において地域振興施設等の計画、構想を作成し、道路管理者である愛知県の休憩施設の計画構想と合わせまして、協定を結ぶ必要がございます。

そこで、初めて整備計画を策定することになりますし、管理運営主体や経営面での検討 も必要でございます。

いずれにいたしましても、検討に値するご提案と思いますので、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

No.201 〇議長(安井 明議員)

平野龍司議員。

No.202 〇13番(平野龍司議員)

今のご回答によりますと、いろんな条件があるということでございますが、豊明インター の入口周辺ということで、トイレとかレストラン、そういった面においても、これから十分に 検討する余地があると思いますが、市長のお考えはどうですか。お答えいただきたいと思 います。

No.203 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.204 〇市長(石川英明君)

ただいま、部長がお答えをしたようにですね、幾つかのやはり規制があるわけですね。 ですから今、私自身は先ほど少しお答えをさしていただきましたよね。今後の北部、南部 の開発も含めてですね、やはりそうした諸条件をどうクリアするかということを、一度整理 をしないと見えてこないし、さらに言いかえていくなら、その施設は利点もあるんですが、や はりデメリットもあるわけですね。

つまり、交通渋滞やいろんな状況が生まれたときに、こうではなかったということも、やは りあるわけであります。

ですから、そうしたことも含めて一度検討をしたい、じっくり構えてどうあるべきかと。 ただ、その間にもどんどんですね、地権者の方は、できることを模索をして動いていくということがありますので、そうした意味で、早急にきちっと考えられる部署をつくって、整理をしたいというふうに思っています。

決して、今の段階でやらないとか、そういうふうではないです。なるべくやれるような状況が生まれれば、一度進めていけることができればというふうに思っていますので、そういうような形でご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

No.205 〇議長(安井 明議員)

平野龍司議員。

No.206 〇13番(平野龍司議員)

一応、前向きに考えていただけるということで、豊明市が大々的に花の街ということで各地に看板も出てですね、アピールして、商工会に依頼して、いろんな活動もこれから行っていくということでございますが、先ほどの地域にフラワーセンターとかお花畑みたいな感じのとこですね、あれというのは、商業施設に入るわけですか、それとも農地そのままでできるものかどうか、ちょっと勉強不足ですけど、お答えいただきたいと思います。

No.207 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.208 〇経済建設部長(横山孝三君)

まず、みよしさんにありますフラワーセンターは、完全な商業施設でございます。

それから、お花畑とかという種類のものは、豊明市でいえば、例えば農業公園をつくるとか、そういうことなら可能かと考えます。

以上でございます。

No.209 〇議長(安井 明議員)

平野龍司議員。

No.210 〇13番(平野龍司議員)

差し当たりは、あそこの農地を開発してですね、大々的なお花畑というか、そういうものから始めてもいいんじゃないかというふうには私は思います。

それから、駅名の件についてですね、過去に何度か検討されたとは思います。

先日、ちょっとエピソードをお話しすると、大脇のお祭り、梯子獅子に、遠く広島県かどこかから来た方がみえたんです。

定年後に、あちこちのお祭りを訪ねて写真を撮るのが趣味だということでおみえになったわけですが、遠くからみえて、ここら辺の土地勘というのが全くなく、まあ豊明市にあるお祭りだから豊明に行けばいいわということで、細かい道順等は駅で聞けばいいんじゃないかというふうでおみえになったそうです。

豊明にあるということで、豊明駅までおみえになって、駅員さんに場所を聞こうと思ったら、駅員さんもいないというような駅でございまして、これは本当にその方にはご迷惑をおかけしたんですが、どうしても豊明市を訪れるのに、やっぱり豊明駅がメインの駅であるべきだと思います。

以前、現在の豊明駅は、豊明市が開発する前は、格としては前後駅より豊明駅のほうが上だったんですね。

当時、市長が子どものころは、あそこは阿野駅でしたね。阿野駅でありまして、豊明を代表する駅だから、豊明駅にしようということで、豊明になったと思います。

よく小さいころに話をしているときに、「あのう、あのう」と言っていますので、「あのうは前後の次だ」というようなことで、よくからかったもんでございますが、今、状況が変わってまいりまして、豊明市も開発されて、どうしても豊明市のメインの駅というのは、豊明という名のついた駅であるべきだと私は思うんですが、そういったアピールというか、機運が高まれば検討するというような回答ですけど、その機運の高め方というか、そういったことを今後どう進めていくかということを、お考えがあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

No.211 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.212 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

機運が高まればということを先ほど申し上げたんですが、機運が高まっているかどうかも、市民の方にやはり聞かないとわかりません。

そういったこともございますので、第4次総合計画が間もなく終了いたします。あと2年で終了いたします。

28 年度からは、また新しい総合計画のもとでやっていくということで、総合計画をつくります折に、市民のアンケート調査、住みやすさとか、いろいろな多方面に設問しております。

ちょっと遅いかもしれませんが、そのときには市民アンケートという形でやって、市民の皆さんの意向を確認したいと、このように考えております。

以上です。

No.213 〇議長(安井 明議員)

平野龍司議員。

No.214 〇13番(平野龍司議員)

市民の方が、どの程度こういったことを考えているかということも、私はまだわかりませんので、まあアンケートなんかをとっていただいて、そういったことも進めていただければいいんじゃないかというふうに思います。

それでは次に、市役所の来年度の体制についてちょっとお聞きします。

先ほどは、25 年度は機構どおり部長も置くというようなお話がありました。また、今議会において機構改革の議案も出ておりますが、そのとおりに行っていくということで間違いないですか。

No.215 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.216 〇市長(石川英明君)

まあ今、本年度ですね、私が参事を置いてですね、兼務で2人の部長の試行的な取り組 みをしました。 それで今、正直申し上げると、半年余り過ぎてきて、どういう状況かということを、参事以下、皆さんから声をいただいて、整理の段階に入っております。

ですから、まあこのことをですね、きちっと一遍整理をしてから、結論を導き出したいというふうには思っています。

ただ、ご理解をいただきたいのは、部長制を廃止するということは、今回は見送っております。このことはまず、明言をしておきたいと思いますね。

ですから、まあいろんな声を聞いた中で、そのことは一度整理をしたいなと。

まあ、これは4番目の部長制廃止の今後は、ということにもつながりますが、そのことも 一度整理をしてから結論を出したいというふうには思っていますので、ここはご理解をいた だきたいと思います。

以上です。

No.217 〇議長(安井 明議員)

平野龍司議員。

No.218 〇13番(平野龍司議員)

今、ちょっと市長は言葉を濁しましたんですが、4番目のこの部長制廃止についての考え ということですけど、昨年 12 月の時点では、強くアピールしておられましたよね。部長廃止 にして、副市長2人にしたいという考えは強くあったと思うんです。

この半年余りたったわけですが、今でも当時の考えというのは持っておられるのか。

また、自分の考え方が多少変わってこられたのか、その辺についてちょっと答弁を願います。

No.219 〇議長(安井 明議員)

石川市長。

No.220 〇市長(石川英明君)

私自身は当初言ってきたことは、小さな政府、大きな行政、行政サービスをやる大きな行政ということを言ってきました。

それで、そのためにはやはり頭でっかちだけの問題だとか、市民の声をですね、私のところへ届けたり、また考え方を、市民とやるにはフラットというやり方も、組織のフラットを果たすということも、やはり重要な部分があるということで、ずうっと論議をして進め、今回試行に入ったということであります。

で、このこともですね、先ほども早川議員のときにも少し述べさしていただいたように、私は全てごり押しをしたいというふうには思っていません。

きちっとですね、やはり分析を重ねて、それから職員の声や市民の声、例えば今回こうしたことによってですね、市民の皆さんから非常に行政サービスが低下をしたという声も、一面的にはカウンターでの対応が悪いとか、そんな声は聞きました。

だけど、逆の面でいくと、市民から最近、市役所というのは明るくなったり、とっても親切になったりという、そういう声も聞くわけであります。

こうした声の中に、実際に市民サービスの低下がということがあれば、それはやっぱり何が問題かということを、一度整理をしないと見えてこないわけです。

ただ単に、そのことを一足飛びに、部長制をなくしたことがというふうに位置づけるのは 危険だろうと。組織の現状の力量や問題、課題、そのことは部長を廃止をしようが、しよま いが、今まで流れてきた抱えている問題は一緒です。

そのことが起こしたとなると、部長を廃止をしてもですね、しなくても、一緒に残るわけです。こうしたところをきちっと分析をするのと、それだけの力を組織全体が持ち得てこないと、そうしたサービスを低下するところにつながるわけです。

こうしたことをきちっと分析をして、それでも課長とか係長が部長の役割を担っていけるなら、可能性があるということも出るわけです。

ただ、今の段階ではやはり職員の声や、皆さんの今の仕事の現状を見た中では、それ を強引に押し通すことは、やはり危険だというふうに思っておるわけです。

ですから、とりあえずは部長制廃止は今回は提案をしてないということです。

そのことを、今の段階で結論が一気に出るかというと、もうしばらく時間が欲しいということです。

ですから、まあ皆さんの心配される、それは職員の心配や、市民の皆さんのやはり声というのをきちっと受けとめながら、結論を出したいというふうに思っています。

ですから、少し濁ったように聞こえる、曖昧なふうに聞こえるかもわかりませんが、そんなむちゃをしようというふうには思っていませんので、ご理解をいただけたらありがたいと思います。

以上であります。

No.221 〇議長(安井 明議員)

平野龍司議員。

No.222 〇13番(平野龍司議員)

部長制がいいか悪いかというのは、まだ結論は出ておりませんですが、過去の他の行政でこれをやったところですね、かなり失敗して元に戻したというような例も、たくさんの自治体であります。

そういったことで、部長がいなくても仕事が回っていくような状態であれば、それでいいと 思いますので、またじっくりと、そういった教育面においてもやっていただかなくちゃいけな いというふうに思います。

それと、昨年の 12 月ですね、この部長制廃止ということについて、当時の課長であった 行政経営部長の答弁で、まあ壇上でも申し上げましたけど、「毎年 4,900 万円の人件費の 削減ができる」という答弁を、ずつと繰り返しておられました。

このことについては、本当に今でもそう思っておられますか。

No.223 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.224 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

1つの考え方として申し上げました。

当時の説明をちょっと今思い出しておるんですが、部長制を廃止すると、部長がいなくなって課長になります。部長が6人いなくなるので、課長が6人ですね、減るということになりますので、そのときの理屈でいくと、課長の共済費込みの給料が1,100万円で、6人減るから6,600万で、副市長が共済費込みで1,700万で、差し引き4,900万というふうに申し上げました。

もう一つの考え方としてですね、それは急に職員が減るわけではありませんので、実際部長になるはずだった人が部長になれなかったときの賃金差、課長になるはずだった人が、それによって課長になれない、課長補佐との賃金差、その下もそうです。係長から補佐になる人が6人減っていくと、どどどっと、そうやって減っていくという、そういうご議論がありました。

なかなか、それを今どうだと言われると、非常に苦しいのでありますが、私どもの理屈といたしましては、市長だよりにも当時、市長がお書きになったことで説明をさせていただきました。

以上でございます。

No.225 〇議長(安井 明議員)

平野龍司議員。

No.226 〇13番(平野龍司議員)

苦しい答弁だと思いますけど、当時は部長がいなくなっても課長が統括課長ということで、部長級の給料を出すということで、そんな 4,900 万円も削減できるはずがなかったということは明白であって、部長も十分承知だったと思いますが、まあそこら辺は市長の考えということで、当時苦しい答弁をされていたんじゃないかなというふうに推測します。

あとですね、人件費の件については、課長級が昨年度より少し減ってはいるんですが、 これは人数にもよりますが、来年度ですね、また課長も増えますよね。

ということになると、管理職の給料も必然的に増えてくるんじゃないかと思うんですが、課 長以上の人件費として来年度、どのくらいの予算を見込まれておるんでしょうか。

No.227 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.228 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

今、予算額についてはちょっと頭に入っておりません。 大変申しわけありませんが、先ほど、議員がご指摘のように、今回の機構改革を通していただければ、課長の数が1人増えます。係が、まあ消防本部を入れて3つ増えます。

ただ、今ですね、係が役所の中で61 ございます。61 ございますうちで、92 の担当係長が ございます。本来だと、係の数イコール係長の数ということになるんでしょうけども、人事政 策上ですね、このようなことを平成16 年から続けております。

そういったことで、係長の人数をできるだけ係の人数にもっていきたいと、長い間かかると思いますが、急にはできません。できませんが、1つの目標としてそういうことをやっていきながら、なるべく下で働く職員といいますか、一般の職員の方の負担にならないように、そういった配慮をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.229 〇議長(安井 明議員)

平野龍司議員。

No.230 〇13番(平野龍司議員)

いろいろお聞きいたしましたが、何といっても市役所は市民の集まる場所で、皆さん方は市を頼っておみえになる場所でございますので、少しでも行政サービスが悪くならないように、また、職員の方々が働きやすい職場にしていただきますよう、市長と別に対立する気もありませんので、なるべく職員が働きやすい環境をつくっていただけるように、一生懸命頑張っていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いしまして、私の質問を終わります。

No.231 〇議長(安井 明議員)

これにて、平野龍司議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後3時11分休憩

午後3時21分再開

No.232 〇議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

20番 前山美恵子議員、登壇にて質問願います。

No.233 **〇20番**(前山美惠子議員)

では、通告に従いまして、壇上より一般質問をさせていただきます。

まず1点目に入ります前に、11月1日に我が党は、市に対して来年度の予算要求をさせていただきました。

日ごろから、市民の切実な要求を受けとめ、約210項目にまとめました。

予算編成に向けて、より多く要求を反映していただきますよう、ここに求めておきます。 さて、その中から質問を組みました。

そこで、女性と子どもの健康に関して、まず質問をいたします。

1点目として、今年3月、厚生労働省の予防接種部会でB型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんなどを予防する6種類のワクチンが、定期接種の第一類として分類をされました。

そして5月の、この第2次提言では、既に公費助成が導入されている3つのワクチンを優先して、定期化するとの見解が示されています。

しかし現時点では、具体的な定期化への時期が示されていない、そして3ワクチンの特例交付金事業が24年度末までとなっており、来年度以降が継続をされるかどうか、これも定かではありません。

子どもたちの健康を守ることは、国や行政の責務です。速やかな予防接種法の成立を 国に求め、それまでの間は現行どおり無料制度を継続していくことが必要と考えます。

この点について見解を求めるものです。

また、定期接種になった場合、地方交付税措置はありますが、全額自治体負担となることから、財政が厳しいといって市民に負担を求めることがあってはならないと考えますが、この点についてもご答弁ください。

2点目の質問は、インフルエンザの予防接種の補助対象を児童にも拡大を図ることについてであります。

これからはインフルエンザが心配される季節になり、ワクチン予防接種が始まっていますが、予防接種は重症化を予防するのが目的ですが、大人は1回の接種として、65歳以上

は 1.000 円で済みますが、子どもたちは2回接種し、免疫を定着させないといけません。

その負担金が約5,000円程度とお聞きをいたしました。子育て中の家族にとって、経済的 負担が重いことから、この階層にも補助制度を拡大させていくことができないかと考える次 第であります。

中でも、低所得者の家庭には無料で受診できるような制度を創設することを求めるものです。ご答弁ください。

3点目に、妊産婦健診についてであります。

現在では、出産までの健診が14回、ほぼ無料で受けられるようになりました。

ただ、妊婦健診は母子手帳の交付を受けた後でしか助成金を使用することができず、初回が対象外になっているのは大変残念でありますが、産後健診、これも自費負担となっています。

妊産婦にとって産後の健診は、正常な状態に戻ったのかどうか、これを確認してもらう大切な健診と聞いております。産前と一体のものと考え、助成制度を設けるべきではないでしょうか。

既に、54 自治体の中で大府市を始め 19 の自治体が実施をしています。この点について 見解を求めるものです。

2つ目の質問に入ります。

発達障がい児の成長に必要な支援を求めて質問をいたします。

本市において乳幼児期における障がいの早期発見、早期療育のために、保健センターにおいて1歳6カ月児健診や2歳3カ月児健診、3歳児健診などが実施をされています。

ところで、発達障害者支援法では、発達障がいの症状の発現後、できるだけ早期に発達 支援を行うことが特に重要であるとして、国及び地方の責務を明らかにし、発達障がい者 の自立と社会参加を資するよう、その生活全般にわたる支援を図ることなどを目的として います。

そこで、発達障がい児の成長に必要な支援を求めて質問をいたします。

1点目に、第5条に、市町村は健康診査を行うに当たり、発達障がいの早期発見に十分留意しなければならないとされていますが、その実施状況はどのようになっているのでしょうか。

さらに、発達障がいの子どもが早期に支援を受けるには、保護者や保育士が相談したり、適切な助言や指導が受けられる環境が必要です。

保育士が子どものつまずきをどう捉えたらいいのかわからないとき、専門家から指導と助言が受けられるようにすることは、保育を進める上でも、保護者への対応を進める上でも大切です。

23 条でも、発達障がい者に対する支援を適切に行うことができるよう、専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障がいに対する理解を深め、専門性を高める研修等、必要な措置を講じるとありますが、本市の場合、どのようになっているのでしょ

うか、ご答弁ください。

2点目に、学校現場において発達障がい児の支援のために特別支援員の配置がされています。

教師と支援員が適切な支援ができるよう、専門家の配置や研修が必要と考えますが、 現状ではどうなっているのでしょうか。

3点目に、発達障がい児の支援を充実させるために、障がいが発見されたときからの記録などを活用し、保育園や学校などで系統的な発達支援ができないものでしょうか。

例えば、これまでの支援の経過、その子の特性などを把握することができれば、より効果的な支援ができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。この点について、お答えください。

3つ目の質問に入ります。

市役所職場アンケートの結果について市長に質問をいたします。

6月議会に発足をしました職場環境調査特別委員会が、全職員を対象にアンケートを行いましたが、90%と高い比率で回収がされました。

このことについて、これからは委員会でまとめに入ってまいりますが、今回、私はこの問題について何度もこの間、議会で質問をしてまいりました。

これに関連して、今まで行ってきた質問と絡めて質問を組み立ててまいりました。

まず、寄せていただいた質問の自由記述の回答を各課に配付されましたが、イントラでも流していただいたようなので、市長の目にも触れたかとは思いますが、大変リアルな結果が示されました。

この結果について、市長はどうお感じになったのでしょうか、お聞かせください。

2点目として、ここのところ大幅な職員削減が2年続きで行われ、今後も3年間で約30人の削減が計画をされている、その中で実際に働いている職場の声を調査がされました。

記述では、職員に余裕がなくなった。市民からの相談にも十分に対応ができない。仕事の質が低下した。窓口に来た市民に対応できない。二重チェックができない。人員が削減され、残業は減らさないといけないのでミスが増えてくる。市民サービスの低下につながることを危惧する声がほとんどであり、結果が、職員にとっても、市民にとってもよい結果ではありません。

このことから何の根拠もなく、職員を削減した市長の責任は大きいと考えますが、私もこの間、指摘をしてまいりました。

この点について、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

3点目として、調査結果から、多くの職員が市長のトップとしての資質についての設問では、信頼関係が築かれていると思う職員は一桁しかありません。市長の統率力についてはゼロです。

これは日ごろから、市長が職員バッシングをしていることを承知し、これについてはいけない、そんな気持ちのあらわれと考えますが、こういう職場環境を市長はよしとして感じて

いるのでしょうか、この見解をお聞かせください。

4点目に、本来、職員は住民サービスという仕事について、みずから創意工夫を凝らし、 多くの作業がグループによる作業です。

そのため、同僚や上司とも意見を交わし、その中で市民に対するサービスが向上するといった環境で働いてこそ、能力が十分発揮できるものです。そのために、職場内でよい人間関係を保つことが、その要因となります。

そういうもとで、市長が職員に対してどうあるかといえば、職員を敵対視している市長の姿が見られ、気に入らない職員は自分の目の届かない部署に追いやり、そういう報復人事がされている状況のもとで、職員は市長に物も言えず、ただ仕事をこなすだけの姿が見られます。

これは、アンケートの中でもはっきり表現している職員もおられます。これでは住民サービスがおろそかになりかねません。

こんな状況で職場環境が悪くなれば、市民に対しても責任は持てなくなります。この意味を考え、ご自分の今までの態度を改められるべきではないかと考える次第であります。

以上のことのご見解をお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

No.234 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.235 〇参事(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より女性と子どもの健康に関してご答弁を申し上げます。

まず、1点目の子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの接種についてお答えをいたします。

厚生労働省より、平成24年11月14日付で子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンについて、定期接種を実施する場合の接種対象者及び接種方法について示されましたが、25年度以降も助成が継続されるのかは示されておりません。

さらに、任意接種から定期接種への切りかえにつきましても、同様に示されておりません。

しかしながら、この3ワクチンの接種は、子どもたちの健康を守る上で大変重要と考えておりますので、25 年度におきましても、現行どおり無料の方向で検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のインフルエンザ予防接種の対象拡大についてお答えをいたします。 インフルエンザは罹患率が高く、高齢者などは肺炎を併発し、重篤化する傾向があり、 流行時には高齢者の死亡者が増加をいたします。

高齢者のインフルエンザ予防接種は、定期の予防接種の二類に位置づけされており、 法的に接種が義務づけられております高齢者につきましては、本市では 1,000 円の自己 負担で接種を行っております。

議員のご質問にありますとおり、毎年多くの子どもたちがインフルエンザに罹患しております。

特に、低所得者の家庭の子どもたちへのインフルエンザ予防につきましては、重要であると考えておりますが、本市の厳しい財政状況から、法的に義務づけがされており、死亡率の高い高齢者のインフルエンザを優先して行ってまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の妊産婦における産後健診の実施についてお答えをいたします。

妊婦健診につきましては、国から公費負担の回数及び検査内容について示されており、 現在は妊婦健診 14 回分を公費負担し、無料で受診できることとなっております。

この公費負担によりまして、経済的な理由などで健診を受けられないことがないよう、少子化の解消の一助になると同時に、積極的な妊婦健診、検査の受診につながっていると考えております。

産後健診は、妊婦の体の回復状況を確認するためにも、重要な健診であると理解をして おりますが、現在のところ、国の考えが示されておりません。

今後は、国や県の動向を注視しつつ、保健所管内の他市町の状況等も参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、発達障がい児の成長に必要な支援を求めてにご答弁を申し上げます。

まず、1点目の発達障がい児の早期発見への実施状況についてお答えをいたします。

本市では、発達に何らかの心配を抱えている親子を対象に、1歳6カ月児健診、2歳3カ月児相談、3歳児健診などの幼児健診の後に、なかよし教室という事後フォロー教室を開催をいたしております。

スタッフは、医療健康課の保健師や児童福祉課のどんぐり学園の主任保育士、家庭相談員、さらには専門的な知識を有する臨床心理士などで対応いたしております。

その他の事業といたしましては、子育てに悩む親を対象に個別面談相談や親のグループケア事業なども開催をいたしており、子どもの成長発達に必要な環境整備や親の支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、保育園での発達障がい児への支援といたしましては、対象となる子ども3人に1名の割合で加配保育士を置いております。

ただし、この加配保育士には正規の職員だけではなく、臨時職員も配置をしております。 そこで来年度から、この加配保育士の指導を行うために、保育園の巡回支援を行う予定 をいたしております。

支援を行うのは、経験豊かな再任用の保育士と、そして臨床心理士を予定をいたしております。

この巡回支援により、障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援ができるものと考えております。

続きまして3点目のご質問、障がい児支援を充実するための系統的な支援記録についてお答えをいたします。

ご指摘をいただきました、障がいが発見されたときからの記録の活用でございますが、 ご本人や家族、また支援者にとっても非常に役立つと考えております。

そこで関係機関が連携し、また家族等、保育園も取り入れた上で利用できるようにすることが、最も重要であると思われます。

今後、関係機関が連携をして取り組んでまいりたいと考えております。 以上で答弁を終わります。

No.236 〇議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.237 〇教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部所管に2点、ご質問をお受けしましたので、順次お答えしてまいりたい と思います。

まず初めに、発達障がい児の成長に必要な支援を求めて、②の学校現場において発達 障がい児のために特別支援員の配置がされているが、教師、支援員が適切な支援ができ るよう、専門家の配置や研修が必要ではないかについてお答えをいたします。

現在、小中学校に在籍する発達障がい児を含む、支援を必要とする児童生徒の学校生活や学習活動を支援するために、市内全校に各1名から3名、市全体で28名の特別支援員、教育支援員を各校の実情に応じて配置をしております。

発達障がいは一人ひとり、その対応が異なることから、その指導には臨機の対応力と根 気強さが求められております。

発達障がい児に対しては、学校内での指導にとどまらず、家庭や関係機関との連携を 図るとともに、社会全体で理解と支援の必要があるというふうに考えております。

そこで教員向けには、学校全体の取りまとめや外部機関との連携の取り方を学ぶ特別支援教育コーディネーター研修や、パニックのときの対処方法や、予定を変更するときの対処方法、視覚に訴える教材づくりを学ぶ特別支援教育担当教員研修、特別支援員教育、教育家庭研究、初任者研修などを実施しております。

市費で採用する特別支援教育支援員向けにも、特別支援教育支援員研修を実施し、児童生徒への声のかけ方、接し方を学んでもらっております。

初任者は、愛知県総合教育センターでの研修でも、全員が発達障がいについての基礎を学びます。

また、学校独自には学期ごとに特別支援教育校内委員会を開催し、全教員で指導方法について協議し、共通理解を図ります。

また、県特別支援学校や県教育委員会から専門家を招いて、事例研究会や巡回相談を 行い、教室環境づくり、パニック時の対処方法などを学びます。今年度は、合計8回実施 する予定でおります。

次に、同じく発達障がい児の成長に必要な支援を求めての③、障がい児支援を充実するため、系統的な支援記録を保育園や学校で活用できないかについてお答えいたします。

現在、市立小中学校では特別支援学級に在籍する児童生徒と、通常学級に在籍する児童生徒のうち、愛知県教育委員会が示しましたチェックリストにより、個別の指導が必要だと判断された児童生徒について、個別の指導計画を作成しております。

これは、担任と保護者の懇談を踏まえ、特別支援教育コーディネーターを交えて作成され、当該児童生徒の実態とこれまでの指導経過、保護者の願いや成長の目標、具体的な学習計画が書かれたものでございます。

各学校では、この個別指導計画をもとに、年間3回程度開催されます特別支援教育校内委員会で毎年、加除修正されて引き継がれ、新たな担任の指導の参考にしており、中学校への進学の際には、情報として提供されることがあります。

一方、これをさらに進めたものとしまして、個別の教育支援計画があります。

これは教育分野のみならず、福祉、医療、労働等のさまざまな側面からの取り組みが必要であり、現在は作成には至っておりません。

しかし本年ですね、11月22日に児童福祉課が中心となって、豊明市障害者地域自立支援協議会設置要綱に基づきまして、専門部会であります療育支援部会ができております。

市役所関係各課と教育委員会、豊明福祉会が主な構成でありますが、今後、保育園と学校との情報共有などを手始めとして、関係機関が連携していくことで、系統的な支援ができるよう検討を始めたところであります。

以上、終わります。

No.238 〇議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

No.239 〇行政経営部長(伏屋一幸君)

職場アンケート結果について、行政経営部のほうからお答えをいたします。

まず、1つ目のご質問、市役所職場アンケート結果の見解でございます。

市議会に設置されました市職員職場環境調査特別委員会で項目を検討され、市で雇用する多くの職員の回答を得たものと承知しております。

調査項目が多岐に及んでおり、記述意見も多いので、どのように分析をするのか、現在 研究中でございます。

しかしながら、市長に対する厳しい意見も多数あったことから、職員に誤解を与えないよう、より一層コミュニケーションを図りたいと考えております。

具体的な行動といたしましては、朝の各課のミーティングに参加し、交流を図っていると ころでございます。

2番目のご質問の、職員を削減した市長の責任でございます。

ますます高齢化が進む社会の中で、行政の支援を必要とする市民の方々が増加をしております。そして年々、扶助費が増大をしております。今後も増加傾向が続く中で、固定的な経費である人件費を何とか削減し、歳出の増に備えたいと考え、職員削減を提案をしております。

具体的には、経費削減のための行革プランにより、職員採用計画を見直して、職員数を 削減しているところであり、担当課長補佐が担当係長を兼務、事務事業の圧縮などを進め てきたところでございます。

コンパクトな行政を進める上では、一人ひとりの守備範囲を広く、意思決定を素早くする ことが求められております。

同時に、民間でできること、市民の皆さんのご協力をいただくことなどを研究しながら進めていきたいと考え、この難局を乗り越えていきたいと考えております。

3番目の、よい職場環境の見解でございます。

職員から信頼関係がないとの回答が多かったということは、非常に残念でございます。 市長としては、職場の中ではある程度の厳しさも求められており、職員を厳しく指導した ということがあったようであります。

職場を活性化させ、職員の持っている能力を最大限引き出させるためにやったことが、 裏目に出ているのかもしれません。

各職場の所属長には、朝礼や職場会議を通じて、各職員と意見交換をするように進めて おり、庁内各課の朝礼にも出向き、職員との交流も図り始めたところでございます。

職員全員がはっきりと意見を持ち、誰に対してもその意見が言えるような、職場環境にしていきたいと考えております。

最後に、市長の見解ということで先ほどもお答えしましたが、リーダーとして就任し、やさ しさだけではなく、時には厳しく指導してまいりました。

しかし、よりよいまちをつくろうという改革のために、まず職員一人ひとりが持つ能力を発揮し、事業を進めてほしいというあらわれでございます。

職員には、このことも十分に伝えていきたいと思いますが、今後も引き続き、ご理解がいただけるように説明をしていきたいと思います。

以上です。

No.240 〇議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

前山美恵子議員。

No.241 **〇20番**(前山美惠子議員)

女性と子どもの健康に関して、まず1点目の3ワクチンについては、今後も無料で継続を していただけるということで、大変私もこれは歓迎したいと思います。当局のご努力には感 謝を申し上げます。

2点目のインフルエンザの子どもの補助制度ですけれども、財政が厳しいという話ですので、これはできない。どこでも余りやっているところはないんですけれども、ただ、私が気になったのは、私でも、それからインフルエンザにかからないように予防接種をする方が増えてまいりました。

ある、これはお孫さんの件なんですけれども、孫が中学3年で、入試の時期にインフルエンザにかかるといけないからということで予防接種をしたら、まあ 5,000 円ぐらいかかったと。

2回、あれはしないといけないのでかかったといって、予防線を張ったんですけれども、 よくよく見たら、お友達が母子家庭であって、予防接種をさせてあげたいのに、やっぱり財 政的な資金的な面で、経済的な面でさせてあげられないということを、本当に目の当たり にして、そういう貧富の格差によって、こういうことが受けられないというのは、大変本当に 理不尽ではないかということで、ぜひとも、この補助制度をつくってほしいというふうに言われました。

これは、もう5~6年前のことなんですけれども、たまたま今年も、ある学校の先生だった人が、予防接種に、これを受けたら、たまたま向こうに座っていたのが、やっぱり母子家庭の方で、子どもが2人もおって、とてもこれは受けられないからというふうに言われて、身に迫る思いだったということをお聞きして、何とか、せめて全員とは言わないけれども、やっぱり所得によって受けられないというような家庭に、何とか補助制度ができないかなというふうに私は考えて、今回、質問をしたんですけれども、一律に全部これを考えていないというのではなく、今の状況で、せめて就学援助を受けているような家庭なんかに、無料とは言わないけれども、低額で受けられるような制度を、もう一度考えていただけないのか、検討していたいただけないのか、この件についてお聞かせください。

No.242 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.243 〇参事(神谷巳代志君)

先ほども申し上げました現在の厳しい財政状況からは、すぐにはということにはまいりませんが、やはり低所得者が受けられないということではいけないので、そういった所得別の、そういった方法等についても、研究はさせていただきたいと思います。

終わります。

No.244 〇議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.245 **〇20番**(前山美恵子議員)

今回ですね、女性と子どもの健康に関して質問を加えさせていただいたのは、たまたま今年度、去年から、子どもさんがいらっしゃる家庭には増税という形で、年少扶養控除が廃止をされまして昨年は所得税、今年の6月から住民税に対して、控除がなくなったということで、1人当たり3万3,000円、まあ増税になったわけです。

で、市に入るお金が2億 1,000 万増収だというのを、予算のときにお聞きをしました。子どもさんを持っていらっしゃる家族の方が、これだけ負担が増えているわけですから、前年より私が事例として挙げた5年前と比較をしても増税になって、この家庭は苦しくなっているわけですから、せめて、そういうことでは支援をしてもいいんではないかということを、ちょっとお伝えをしておきますので、前向きに研究をしていただきたいと思います。

それで産後健診ですが、これは愛知県内で19ですが、実は、この豊明が所属する瀬戸管内はどこもやってない。けれども、豊田、知立、刈谷、みよし、それから大府、まあ名古屋市はやっていませんけれども、ほぼ包囲されている状況なんですけれど、こういう状況の中で、豊明市も子育て支援策には力を入れていくというのなら、やはりしていただいたほうがいいんじゃないかということで、この前、出産をされた方のちょっとお話を聞きましたけれども、出産のときが帝王切開だったので、出産するときにお金がかかったらしいんですけれども、それでも1カ月後の健診ですね、それまでは無料ですけれども、1カ月後の産後健診については100%本人負担ですので、約5,000円ぐらいかかります。

で、出産をしてしまえば、後はいいんだというふうに思いがちなんですけれども、産後健診が大変これは大切だということで、今後また、次に赤ちゃんが産めるような体に、ちゃんと、きちっと、もとに戻っているかどうかということで、帝王切開をされた方もやっぱり内診とか検尿とか、それで体が無事に戻ったよということを言われて安心したんですが、4,200円かかりました。

で、やっぱりこれも、ここだけお金が 100%かかるわけですから、ここのところに支援をしていくことが必要じゃないかなというふうに思うんですが、大体年間 800 人ぐらいは、豊明市内で出産されるということみたいなので、統計上。

そうすると 400 万の予算で、これはできるというふうに思うんですけれども、先ほどの年 少扶養控除で増収になったということを考えれば、これはそんなに大きなお金ではないと 思うんですけれども、いかがでしょうか。

No.246 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.247 〇参事(神谷巳代志君)

先ほどもですね、お答えをいたしましたんですが、全体を見ますと、やっぱり子ども医療費などの医療費を含めて、扶助費が右肩上がりで増加の一途をたどっております。

その中で、新たなものを無料化することは、なかなか難しいというふうに考えております。 今後の財政状況を十分に見きわめながら、また、議員が申されたとおり、瀬戸保健所管 内でどこも補助をいたしておりませんので、管内の他市町のそういった動向にも注視しな がら、今後研究してまいりたいと考えております。

終わります。

No.248 〇議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.249 O20番(前山美惠子議員)

余り前向きではなさそうなのですが、瀬戸管内は当然やってないけれども、瀬戸管内が やってないから、豊明市もやらないというんではなくて、1番にやっていただきたいと思いま す。

豊明市と友好自治体提携を結んでいる豊根村も、この産後健診については無料にしているということですので、その点についてやはり研究じゃなくて検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

発達障がい児の成長に向けての質問をさせていただきますが、保健センターでなかよし 教室とかグループケアとか、個別相談指導をやっていらっしゃって、学校は学校で、また個 別の支援、それから加配をされたり、保育園でもそういうふうで加配をされたりしているん ですけれども、1人の子どもが保育園に入る前には保健センターの管轄、保育園に入った ら保育園、今度は学校に入ったら学校と、ぶつぶつのぶつ切りなんですね。

これを統計で1人の人間として、やっぱり発達障がいの内面を支える意味で、系統的な 支援が必要じゃないかなというふうに私は考えるんです。

実は5年前、18年の10月に厚生常任委員会で天童市へ視察に行ったときに、臨床心理士を、これは職員として配置をしたという形ではなかったんですけれども、頻繁に招致して、臨床心理士の人を中心にして発達障がいの支援策を、当時から天童市はやっていた

というのを、ちょっと視察をしてきたんです。

その当時から、保育園にも何回も巡回訪問をして成果を上げているというのを聞いて、 私は 12 月議会で、ちょうど 18 年に発達障がい支援法ができた、その後だったもんですから、この 23 条で専門的知識を有する人材の確保ということで質問をさせていただいたんですが、そのときの、当時のご回答が、ちゃんと臨床心理士の配置の導入計画を 19 年度からしたいという、そういうご答弁だったんです。

それから月日がたって5年、私も忘れておりましたが、ここ最近、この問題になってから、はたと思い出して、「ああ、そういえば配置をすると言ったのに、全然配置がされていないな」と。

それで状況を聞いたら、保健センターでも当時のままの、個別に時々、そのときだけ臨床心理士を呼んで、相談それからグループケア活動に応じるという、ぶつ切りのこういう支援策をされていらっしゃったもんですから、まず専門的な知識を有する臨床心理士ですね、ぜひとも1人、5年前から今になりましたけれども、配置をしていただいて、全体的ないろんな支援計画を、この人が中心になってつくっていただけないかなというふうに思うんですけれど、これは保育園でも、それから学校でも、十分活用できる人ではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

No.250 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.251 〇参事(神谷巳代志君)

先ほど申し上げました保健センターでのなかよし教室とか、それから親のグループケア事業、また個別面談相談、こういったものにつきましては、臨床心理士に当たっていただいておりますが、これは正規職員ではなくて臨時職員とか、あと報償費での対応等をさせていただいております。

それで、議員ご提案の正規職員を1人雇うことについてでございますが、それは現在、各課ごとに、その事業ごとに臨時職員とか報償費での対応を、今後はですね、非常勤特別職での対応等があると思いますが、スケジュールの関係ですね、1人の正職員で全てのスケジュールがかち合うことなくいくかというようなことだとか、それから今申し上げました臨時職員、それから報償費、それから非常勤特別職の報酬と、それから正規職員1名の給与の比較等、一番効率的な方法を検討いたしたいと考えております。

終わります。

No.252 〇議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.253 **〇20番**(前山美恵子議員)

いろいろ比較をして、状況によっては配置はできるかもしれないという希望は持ってもよろしいんでしょうか。

それと加えて、それも後でご答弁をいただきたいと思います。

それで、いろいろ個別にやっている、学校も保育園もやっていると。保育園はやっとこれから予算が確保されれば、臨床心理士が配置をされるということなんですけれども、これが、それぞれのところで臨床心理士を1回幾らというふうでお願いをするという形だもんですから、必要に応じてというか、保護者の方は大変不安を持って子育てをしていらっしゃる、そういう人たちに対応しようと思うと、やはり1人、そういう専門的な人が必要ではないかなというふうに思いますので、積極的に比較をして前向きに検討をしていただければというふうに思います。

それで、系統的な支援記録ということで、いろいろ研究はしていただけるようなんですけれども、ちょうど大府市が「すくすく」という事業名で支援計画、これをつくっております。

もう生まれたときから、これはちょうどこちらも幼稚園から、保育園から、学校から、子ども部会をつくられてということなので、これもそうなんですけれども、やはり保育園に行ったら、この子は保健センターではどういう診断がされて、どういう性格があって、どういうことがあったかということが一目でわかるような内容に、これはなっております。

これは大府市のが、この内容としてはいいのかなというふうに思いますが、宇部市もそういうような計画と、それから拠点を、推進室というところをつくっておりまして、かなり活動を深くされております。

それを参考にしていただければというふうに思うんですけれども、これが実現するとなると、来年度ぐらいからはご無理でしょうか。

No.254 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.255 〇参事(神谷巳代志君)

ただいま、議員ご提案の件でございますが、やはりこういった記録を系統的につなげていくには、保護者を巻き込む必要がございます。

特に、保護者にとりましてはですね、この障がいの受容と、あとご本人の個人情報、そういったものについて、ご理解をいただく必要がございます。

そういったことも含めまして、先ほど教育部長からもご答弁がありましたが、障害者地域 自立支援協議会の専門部会のほうで、そういった一環した支援の方法等を検討してまい りたいと考えております。 終わります。

No.256 〇議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.257 **〇20番(前山美恵子議員)**

私の時間は22分までですか。

すみません、じゃ職場アンケートの関係について質問をしていきます。

余り時間がないので、ちょっとあれなんですが、1点目については後回しに、もし後でできましたらします。

職員削減による、いろいろ私も申し上げました。私もかねがねから、職員を削減すると仕事の質が低下したり、ミスが起こったり、住民サービスが後退をするというふうに、私も言ってきたんですけれども、やっぱりそういう結果が出てきたわけです。

それで今、回答でですね、市長はよく小さな行政で大きな何だっけ、事業か、違うわ、小さな政府、何かわからないんですけれども、小さな行政というか、小さな自治体というか、小さな政府というか、これをつくるために職員を削減していったら、今、削減の影響についてというのが、職員の中からいろいろ、先ほど申し上げましたようなことを言っているわけです。

それで本来なら、職員は何のためにあるべきか。小さな自治体、小さな行政になるために、職員というのはあるわけじゃなく、市民のために、市民の生活を支えるために今あるわけです。

そこのところを考えると、小さな行政であるということは、削減によって新しい事業ができなくなったとか、それから消防署ですと、もう火災のときには人命は守れないよとか、それから保育園では、もう一人ひとりの子どもを見るのが精いっぱいで、成長させる手助けはとてもできないとか、そういう声も寄せられているわけです。

こういうことを考えると、やっぱり削減によって小さな政府をつくるということが、住民の福祉、住民のサービス、これに責任が持てないということになるんですよね。

そうしますと、市長の責任というのは、そういう点では大きいんではないかなと思うんですけれども、ここについてちょっとお聞かせください。

No.258 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.259 〇市長(石川英明君)

え一っとですね、私自身がやはり描くのは、小さな政府、大きな行政ということを、ずうっ と描いています。

これは、なぜかというと、1つは先ほど部長等から説明をいただいたように、やはり今後 扶助費等がどんどん増えていくという状況になったときに、昨年は一般会計が約 181 億で す。そして今年度が174億、全体的な合計を入れると約300億。これは、ほとんど同じに推 移をしているんですね。

特に、特別会計の中の国保だとか後期高齢、介護保険料、こうしたところの扶助費関係が、やはり徐々に膨れ上がってきているということです。

こうした状況の中で今、前山議員が言われたように、やはり市民のサービスをですね、また政策を打ち出していくのに、固定費となる人件費がずうっと、まあ単純に考えても、徐々に一般会計が落ちていって、その部分で固定費がそのままで現状になれば、そして必要経費がどんどん取られていくような状況が生まれてきたときに、市民サービスは今のままでは低下をせざるを得ないということです。

ですから、やはり先ほども言っているように、職員をただ単に減らせばいいということを僕は言っているんじゃないですね。

もちろん質を高めて、職員のやる気や、そういう状況をきちっと向上させて、その中で人 員配置も減らすことができれば減らしていくということです。

で、こうした手法もやはりみずから、まずこの行政がやっていく。

もう一つは、私は新しい公共といって述べさしていただいているように、例えば具体的な 例を言えばですね、今、幼稚園と保育園を国も幼保の一元化というようなことを言っている わけですね。

じゃ、ここの部分で保育園の職員数が幼稚園で全て賄える、これはこども園ですよね、 認定こども園というようなやり方もあるわけですよ。

ですから、そういうような部分も入れながらやっていけばですね、私はできていくんではないかなというふうに思っているわけです。

ですから、あくまでも前山議員が言われるように、職員を潰してまでやりたいとか、住民サービスが低下してまでやりたいということを言っているわけじゃない。

そこは、やはり現状の1つずつですよ、構築ができることを見ながら、削減すべきところは削減をする。それが、まだできないとすれば少し足踏みもする。そういうことは先ほど来、その他の議員にも言ってきました。

私は全てをごり押しをする気はないですね。現状を把握して、きちっとした実のある行政 をつくっていくということを、描いていきたいというふうに思っています。

以上であります。

No.260 〇議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.261 **〇20番**(前山美恵子議員)

すみません、余り長々とご答弁はちょっとご遠慮してください。時間がないもんですから。 扶助費が増えるといっても、豊明市の自治体だけで独自でそう出すというものでは、交 付税とか補助金とかそれがありますので、ただ、これから地域主権一括法、これが通っ て、この前も分厚い議案が出てまいりましたけれども、職員の仕事が国から地方におりて くると、それに対して仕事も増えてくるし、それから高齢化社会でこれから増えてくる。もう 市民にきちっとサービスが保障できるようにするには、ちゃんと職員が必要ですよね。

で、この前のアンケートでも、現在で職員を削減したことによって影響があるか、85%の人が影響があるといっているわけです。それは現場の職員が一番、その声がよくわかるわけですよね。

これ以上のこと、新しい仕事ができない、それから現場に行こうにも人がいないから行かれない、それからもう火事になったときに人命が守れない。じゃ、どうするか、自助でいきましょうなんていうことは、できないわけですよ。

そういうときに、ちゃんと限界だという声もあるのに、これをまた減らしていけば、ますま す職員の人が大変苦しむばかりだと思うんです。

そこのところを理解をしないといけないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

No.262 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.263 〇市長(石川英明君)

え一っとですね、まず根本的に、この 491 に減らした部分というのは、以前からの都築市 長や相羽市長の今までの目標を今実施をしたという現状です。

これからは私がやっていく部分で、含めて44名という提示をしました。

で、何度も言うようですが、例えば消防の現場がですよ、人の人命が守れないなんていうことがあってはいけないというのは、それは当然ですよ。

だから、こうした部分については、減らすなんていうことは一度も言ってませんよ。

ただ、合理的にやることは、示唆をいただきたいということは言いますし、それから保育園でもです、また教育現場でもです、やはり21世紀、将来の豊明を担う子どもたちを育てていくということは、私も大切な部分と思っているわけです。そういう部分をというふうには思っていません。

だから、今の職員のです、やはり力量というのをいつも見定めるということです。その力

量を見定めながら、どこでどういうふうに具体的にやれるかというのを見ながら、それでもってですね、やはり問題があれば、それは減らすことを少し緩めるということです。

だけど、減らすことができるなら、そのためにはいろんな指導や、職員も力量をやはり培っていかなくてはならないというふうには思うわけです。

そうしたことを全体的にです、やはり分析、把握をしながら、また職員もです、そうしたものを習得をいただく中でやっていくということを考えています。

ですから、何度も言うように、市民サービスが低下をしないということが最大の目標だろうと、それから職員が潰れていいなんて思っていませんよ。職員がやはりモチベーションを上げて、ただ、そうした兆しも今大変厳しいご指摘をいただきました。ですから、その部分についてはこれから整理をしていきます。

ただ逆にです、やる気になって、そうしていろんなご提案をいただいている、そんな職員も少しずつ、少しずつよりか、大分出てきているように僕は思っていますからね。

だから、そうした職員とならやり得ていくということを、少しずつですが、私の中では確信 を得ています。

ただ、職員の皆さんがですよ、そこで潰れてしまうようではいけませんので、そこのコミュニケーションを図るために、朝礼におりたり、いろんなことでその把握をしながら、誤解があればとっていく、そういう作業にも入ってきたということであります。

ですから、慎重に柔軟かつですね、やっていきたいというふうに思っております。以上です。

No.264 〇議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

残り時間4分30秒です。

No.265 **〇20番**(前山美恵子議員)

今、職員が潰れていくようなら、もうやめるというふうに言われましたよね。

今のアンケートの結果なんかは、本当に潰れる寸前の声がいっぱい悲鳴として上がってましたよね。

3月かしらに、職員組合のアンケートをやったときも、我々は人間として扱われていないんじゃないかと、そういう声がありましたし、今回でもそういうような声が上がっているわけです。

そういうことで、市長がやっぱり人間として、職員として、職員の力量をちゃんと、きちっと見て、職員を削減するとか配転をするとか、そういうことを行っていないというあらわれだと思うんです。

潰れていないからではなく、もう潰れている、悲鳴を上げているということを、認識しない

といけないんじゃないですかということです。

No.266 〇議長(安井 明議員)

簡潔に答弁を願います。

石川市長。

No.267 〇市長(石川英明君)

え一っとですね、私は1年と半年以上過ぎました。職員の皆さんをですね、私が評価をするというのはおこがましいかもわかりませんが、非常に潜在能力や力量があるというふうには思っています。

ただ、その辺を乗り越えていくには、いろんな意味でもう少しコミュニケーションを図ってですね、私自身の考えも理解をいただかなくてはならないというふうに思います。

私はですね、やさしさだけではよくない、やはり厳しさも必要ということを思っています。その両方が愛情であるというふうに考えておりますので、そうした意味では、職員に対して私は厳しい指摘はします。以前、何か恫喝をするとか、そういう指摘がありましたが、そうしたことを私はした覚えはありません。

ですから、ぜひですね、そうしたところも含めて、誤解があるところについては、これから徐々に、一人ひとりの職員と話をしながら、理解を求めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

No.268 〇議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.269 **〇20番**(前山美恵子議員)

前にも私も質問をしましたけれども、厳しさをきちっと受けとめてもらうには、職員とやっぱり市長と信頼関係がなければ、これはとてもできない。

だけれども、今回のアンケートでも、これはほとんど皆無に等しいぐらい、やっぱり市長の資質や、それから統率力とか、仕事にやりがいを感じるかといったら、もうよほどの方がやりがいを感じないと、そんな状況の中で厳しい言葉だけ、やさしさがあったのかどうかは私もちょっと疑問なんですけれども、厳しさというか、そういう状況の中で、職員の人が、職員もおまけに減らされてですよ、もう仕事ができない、仕事ができないという、限界だという声が、今これは上がっているわけですよね。

これを本当に真摯に受けとめて改善をしなければ、職員の人、これはひいては住民の人に、全部跳ね返ってくるんですけれども、これを、もともと市長は余り職場を、現場を見られ

ていないということで、1年に1回、用があって行くか行かないかみたいな状況の中で、職員を呼んで話を聞くだけでは、これはだめだと思うんですよ。

本当にどういう顔をして職員が働いているかというのを見るべきではないかなというふう に思うんですけれども、時間がないですか、答えてください。

No.270 〇議長(安井 明議員)

答弁を願います。

簡潔にお願いします。

石川市長。

No.271 〇市長(石川英明君)

え一っとですね、私は全ての職員を市長室に呼ぶなんていうことはありません。なるべく 私は現場におりるという、そういう姿勢を持っているつもりであります。

ただ、今の現状の中で政策を立案をしたり、いろんなところに参画をしたり、会議に出たり、そういう中で確かに、今の現場におりている自分の行動が決していいなんていうふうには思っていません。

しかし地域だとか、全てですね、まず現場に足を運んで、その豊明全体の実情をですね、理解するということをしています。

以上であります。

(終了ベル)

No.272 〇議長(安井 明議員)

これにて、20番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明 12 月5日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後4時22分散会

copyright(c) Toyoake City.